

資料編

目 次

1	防災会議・災害対策本部	
資料1-1	野田市防災会議条例	資-1
資料1-2	野田市防災会議運営要領	資-3
資料1-3	野田市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について	資-4
資料1-4	野田市防災会議委員の構成	資-5
資料1-5	野田市災害対策本部条例	資-6
資料1-6	野田市災害対策本部組織図	資-7
資料1-7	野田市災害対策本部所掌事務	資-8
2	自主防災	
資料2-1	野田市自主防災組織育成補助金交付規則	資-14
資料2-2	野田市自主防災組織一覧	資-18
3	情報連絡	
資料3-1	野田市防災行政無線局管理運用規程	資-22
資料3-2	野田市防災行政無線局管理運用細則	資-24
資料3-3	野田市防災行政無線設置場所一覧	資-29
資料3-4	野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱	資-34
資料3-5	野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧	資-38
資料3-6	野田市防災用MCA無線管理運用規程	資-41
資料3-7	野田市防災用MCA無線携帯型無線機管理運用細則	資-43
資料3-8	野田市防災用MCA無線局番号簿	資-44
資料3-9	防災関係機関の電話	資-46
資料3-10	災害広報の例文	資-47
4	指定緊急避難場所・防災関連施設等	
資料4-1	指定緊急避難場所一覧	資-50
資料4-2	備蓄倉庫・備蓄品一覧	資-58
資料4-3	飲料水確保量	資-58
資料4-4	指定給水場	資-60
資料4-5	野田市内の緊急輸送路	資-61
資料4-6	ヘリコプター臨時離発着場	資-62
資料4-7	市域内における収容医療機関	資-63
5	災害救助法・協定等	
資料5-1	被害の認定基準（災害総括報告）	資-64
資料5-2	災害救助法による救助の程度・方法及び期間	資-66
資料5-3	激甚災害指定基準、局地激甚災害指定基準	資-69
資料5-4	野田市災害弔慰金の支給等に関する条例	資-72
資料5-5	野田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資-76
資料5-6	災害見舞金品交付要綱	資-80
資料5-7	災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）	資-82
資料5-7	災害時応援協定一覧（民間事業者）	資-85
6	風水害・土砂災害	
資料6-1	警報・注意報発表基準一覧	資-87
資料6-2	土砂災害警戒区域等一覧	資-88

○野田市防災会議条例

昭和38年6月24日

野田市条例第13号

注 平成24年7月から改正経過を注記した。

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、野田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平24条例27・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 野田市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 野田市水防計画その他水防に関し必要な事項について調査及び審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例27・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は36人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 千葉県知事の部内の職員
- (3) 千葉県警察の警察官
- (4) 自主防災組織を構成する者
- (5) 学識経験者
- (6) 市職員
- (7) 教育長
- (8) 消防長及び消防団長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- (10) 公募に応じた市民
- (11) その他市長が必要と認める者

6 前項第4号、第5号及び第9号から第11号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(平24条例18・平24条例27・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月25日野田市条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（他の条例の一部改正）

2 野田市特別職の職員の費用弁償及び旅費に関する条例（昭和26年野田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第40号を第41号とし、第39号の次に次の1号を加える。

（40）野田市防災会議の委員

附 則（昭和57年3月31日野田市条例第10号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成元年7月1日野田市条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日野田市条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（他の条例の廃止）

2 野田市水防協議会条例（昭和62年野田市条例第5号）は、廃止する。

附 則（平成12年3月31日野田市条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成24年7月13日野田市条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市防災会議の委員の任期は、第1条の規定による改正後の野田市防災会議条例第3条第6項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員（第1条の規定による改正前の野田市防災会議条例第3条第6項本文に規定する任期の定めのある委員をいう。）の任期満了の日までとする。

附 則（平成24年10月3日野田市条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

○野田市防災会議運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、野田市防災会議条例（昭和38年野田市条例第13号）第5条の規定に基づき、野田市防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定める。

(会 議)

第2条 会議は会長が召集し、議長となる。

2 委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

(委任による処理)

第3条 会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の会議にこれを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、野田市市民生活部防災安全課において処理する。

附 則

この要領は、平成7年4月14日から施行する。

1 防災会議・災害対策本部

資料 1－3 野田市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について ○野田市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

野田市防災会議運営要領第 3 条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

1. 災害が発生した場合において、情報の収集に関すること。
2. 災害が発生した場合において、災害応急対策及び災害復旧に関して、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
3. 関係行政機関に関する協力の要請に関すること。
4. その他簡易な事項

○野田市防災会議委員の構成

区 分	職 名
会 長	野田市長
第1号委員 (指定地方行政機関の職員)	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 農林水産省関東農政局千葉地域センター
第2号委員 (県職員)	千葉県東葛飾地域振興事務所 千葉県東葛飾土木事務所 千葉県野田健康福祉センター
第3号委員	千葉県野田警察署
第4号委員	自主防災組織
第5号委員	学識経験者
第6号委員 (市職員)	野田市副市長 野田市水道事業管理者 野田市建設局長 野田市職員
第7号委員	野田市教育長
第8号委員 (消防長及び消防団長)	野田市消防長 野田市消防団長
第9号委員 (指定公共機関又は指定地方 公共機関の役員又は職員)	東日本電信電話(株) 東京電力(株) 東武鉄道(株) 野田ガス(株)
第10号委員 (公募に応じた市民)	公募委員 公募委員 公募委員 公募委員
第11号委員 (その他市長が必要と認める者)	陸上自衛隊需品学校 海上自衛隊下総教育航空群 千葉県トラック協会野田支部 一般社団法人野田市医師会 一般社団法人野田市歯科医師会 野田市薬剤師会 野田市小中学校長会 野田市女性団体連絡協議会 野田市赤十字奉仕団 野田市障がい者団体連絡会 いきいきクラブ連合会 野田市立保育所保護者会

○野田市災害対策本部条例

昭和38年6月24日

野田市条例第14号

注 平成24年10月から改正経過を注記した。

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、野田市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平24条例27・一部改正)

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日野田市条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月3日野田市条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

○野田市災害対策本部組織図



○野田市災害対策本部所掌事務

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。

■特命班（各部からの応援要員で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集、整理及び各部への提供に関すること。
電話対応班		指名による	・市民等からの電話問合せ、連絡受付に関すること（コールセンター）。 ・電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	・防災関係機関、自治体等外部との連絡調整に関すること。 ・各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関すること。

■各班共通事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。

■各対策班

※ ◎は複数の課で担当する場合の主な担当

班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	◎本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する事。 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関する事。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関する事。 ・義援金・寄附金の受入れに関する事。 ・災害視察及び見舞い者の接遇に関する事。
		秘書広報課長	・本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する事。 ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関する事。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関する事。 ・本部長及び副本部長の秘書に関する事。
被害調査班	企画財政部長	財政課長	◎被害調査総括に関する事。 ◎被害発生状況の記録に関する事。 ・住家被害認定調査に関する事。 ・り災証明に関する事。
		課税課長	・被害調査総括に関する事。 ・被害発生状況の記録に関する事。 ◎住家被害認定調査に関する事。 ・り災証明に関する事。
		収税課長	・被害調査総括に関する事。 ・被害発生状況の記録に関する事。 ・住家被害認定調査に関する事。 ◎り災証明に関する事。
対策要員部班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関する事。 ◎職員の健康管理に関する事。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。
		人事課長	・職員の動員に関する事。 ・職員の安否確認に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ・災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関する事。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ・庁内基幹システムの機能確保に関する事。
庁舎管理班	総務部長	管財課長	・庁舎及び施設の機能確保に関する事。 ◎災害時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関する事。 ◎緊急通行車両の申請に関する事。 ・対策本部設置の設備・機材の確保に関する事。 ・ヘリコプター等の緊急輸送に関する事。
		営繕課長	◎庁舎及び施設の機能確保に関する事。 ・災害時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関する事。 ・緊急通行車両の申請に関する事。 ◎対策本部設置の設備・機材の確保に関する事。 ◎ヘリコプター等の緊急輸送に関する事。

班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
生活支援班	市民生活部長	市民課長	◎総合相談窓口の開設及び運営に関する事 ・住民の安否及び所在の把握に関する事 ◎遺体の埋火葬に関する事
		関宿支所長	◎総合相談窓口の開設及び運営に関する事（関宿支所） ・遺体の埋火葬に関する事
		国保年金課長	・総合相談窓口の開設及び運営に関する事 ◎住民の安否及び所在の把握に関する事
物資班	自然経済推進部長	商工観光課長	◎生活必需品の調達及び供給に関する事 ・救援物資の受入れ及び供給に関する事 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関する事
		農政課長	・生活必需品の調達及び供給に関する事 ・救援物資の受入れ及び供給に関する事 ◎食料及び飲料水の調達及び供給に関する事
		みどりと水のまちづくり課長	・生活必需品の調達及び供給に関する事 ◎救援物資の受入れ及び供給に関する事 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関する事
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	・災害廃棄物収集及び処理に関する事 ・し尿の収集に関する事 ・仮設トイレ設置及び管理に関する事
		清掃第一課長	◎災害廃棄物収集及び処理に関する事 ・し尿の収集に関する事 ・仮設トイレ設置及び管理に関する事
		清掃第二課長	◎し尿の収集に関する事 ・仮設トイレ設置及び管理に関する事
		環境保全課長	◎仮設トイレ設置及び管理に関する事 ・放射性物質等のモニタリングに関する事 ・ペットの保護に関する事
土木班	土木部長	管理課長	・河川・排水路等の復旧に関する事 ◎道路及び橋梁の復旧に関する事 ◎道路の障害物の除去に関する事 ◎土木関係業者との連絡調整に関する事
		道路建設課長	・道路及び橋梁の復旧に関する事 ・道路の障害物の除去に関する事 ・土木関係業者との連絡調整に関する事 ◎交通規制に関する事
		用地課長	・道路及び橋梁の復旧に関する事 ・道路の障害物の除去に関する事 ・土木関係業者との連絡調整に関する事 ・交通規制に関する事
		下水道課長	・下水道の復旧に関する事

班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ◎住宅の応急修理に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。
		営繕課長	・住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ◎仮設住宅の入居者選定に関すること。
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		次木親野井土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
医療救護班	保健福祉部長	保健センター長	・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資機材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫に関すること。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉関係団体、社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ・災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	◎福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		高齢者支援課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		介護保険課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		こぶし園長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・応急保育に関すること。
		人権・男女共同参画推進課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・相談支援に関すること。

班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する こと。 ◎避難者全体の把握に関すること。
社教班	生涯学習部長	社会教育課長	・避難所班の応援に関すること。
		社会体育課長	・避難所班の応援に関すること。
		青少年課長	・避難所班の応援に関すること。
		文化センター長	・避難所班の応援に関すること。
		興風図書館長	・避難所班の応援に関すること。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	・応急教育に関すること。 ◎児童及び生徒の安否確認に関すること。 ・炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。
市民情報班	議会事務局長	議会事務局長	◎行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民 の把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関す ること。
		選挙管理委員会 事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民 の把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関す ること。
		監査委員 事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民 の把握に関すること。 ◎指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関す ること。
		農業委員会 事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民 の把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関す ること。
		会計管理者	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民 の把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ◎市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関す ること。

班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関すること。
		予防課長	・消火に関すること。
		警防課長	・救急に関すること。
		消防署長	・水防活動に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。 ・自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業 管理者	業務課長	◎応急給水に関すること。 ・水道施設の復旧に関すること。
		工務課長	・応急給水に関すること。 ◎水道施設の復旧に関すること。

■支部連絡所及び指定避難所対応（各統括責任者の指示により対応部員を指定する）

班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
関宿北部地区	議会事務局長	議会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		選挙管理委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		監査委員事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		農業委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		会計管理者	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿中部地区	企画財政部長	企画財政部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿中部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿南部地区	土木部長	土木部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
川間地区	自然経済推進部長	自然経済推進部次長	・支部連絡所及び指定避難所（川間地区）の開設及び運営支援に関すること。
北部地区	児童家庭部長	児童家庭部次長	・支部連絡所及び指定避難所（北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
中央地区	生涯学習部長	生涯学習部次長	・支部連絡所及び指定避難所（中央地区）の開設及び運営支援に関すること。
東部地区	学校教育部長	学校教育部次長	・支部連絡所及び指定避難所（東部地区）の開設及び運営支援に関すること。
南部地区	都市部長	都市部次長	・支部連絡所及び指定避難所（南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
福田地区	総務部長	総務部次長	・支部連絡所及び指定避難所（福田地区）の開設及び運営支援に関すること。

※次長不在の場合は主管課長

○野田市自主防災組織育成補助金交付規則

平成18年3月31日

野田市規則第21号

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 自主防災組織資機材等補助金（第3条―第13条）
- 第3章 自主防災組織活動補助金（第14条―第24条）
- 第4章 雑則（第25条）
- 附則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規則は、自主防災組織に対し、予算の範囲内において、防災活動を行う上で必要な資材、機具等（以下「資機材等」という。）の整備及び防災活動に必要な経費について補助金を交付し、もって自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規則において「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に自治会等を単位として結成する組織をいう。

第2章 自主防災組織資機材等補助金

（資機材等補助金）

第3条 市長は、自主防災組織に対し、その防災活動に必要な資機材等の購入に要する経費に充てるための補助金（以下「資機材等補助金」という。）を交付することができる。ただし、資機材等補助金の交付は、1の自主防災組織につき1回に限るものとする。

2 資機材等の種類は、消火器、担架、救急薬品その他市長が必要と認めるものとする。

（資機材等補助金の額）

第4条 資機材等補助金の額は、200,000 円に、1,500 円に資機材等補助金の交付を受けようとする自主防災組織を構成する世帯の数を乗じて得た額を加えた額以内とする。

（交付の申請）

第5条 資機材等補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、野田市自主防災組織資機材等補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災組織防災計画
- (3) 組織及び任務分担
- (4) 資機材等購入見積書

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、資機材等補助金の交付の可否及び交付する場合における資機材等補助金の額を決定し、野田市自主防災組織資機材等補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により前条の自主防災組織に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、資機材等補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めること。
- (2) 資機材等を利用した防災訓練を毎年1回行うこと。
- (3) 資機材等の修理、補充、交換等は、自主防災組織の負担により行うこと。

(変更の申請)

第8条 第6条の規定により資機材等補助金の交付の決定を受けた自主防災組織（以下「資機材等補助金交付団体」という。）は、当該決定に係る申請の内容を変更又は中止しようとするときは、野田市自主防災組織資機材等補助金変更申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における資機材等補助金の額を決定し、野田市自主防災組織資機材等補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により資機材等補助金交付団体に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 資機材等補助金交付団体は、資機材等補助金の交付の決定に係る資機材等の購入が完了したときは、速やかに、野田市自主防災組織資機材等補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 収支決算書

(資機材等補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、資機材等補助金の額を確定し、野田市自主防災組織資機材等補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により資機材等補助金交付団体に通知するものとする。

(資機材等補助金の交付等)

第12条 前条の規定による通知を受けた資機材等補助金交付団体が、資機材等補助金の交付の請求をするときは、野田市自主防災組織資機材等補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により資機材等補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに、当該資機材等補助金を交付するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、資機材等補助金の交付については、概算払をすることができる。

4 資機材等補助金交付団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、野田市自主防災組織資機材等補助金概算払請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

5 第3項の規定による概算払を受けた資機材等補助金交付団体は、前条の規定により資機材等補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに精算をしなければならない。

(資機材等補助金の返還)

第13条 市長は、資機材等補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、資機材等補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した資機材等補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により資機材等補助金の交付を受けたとき。

(2) 資機材等補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この規則又は資機材等補助金の交付の条件に違反したとき。

第3章 自主防災組織活動補助金

(活動補助金)

第14条 市長は、自主防災組織に対し、その防災活動について補助金（以下「活動補助金」という。）を交付することができる。ただし、活動補助金の交付は、各年度につき1回に限るものとする。

(活動補助金の額)

第15条 活動補助金の額は、200 円に活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織を構成する

世帯の数を乗じて得た額以内とする。

（交付の申請）

第 16 条 活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、野田市自主防災組織活動補助金交付申請書（別記第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第 17 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、活動補助金の交付の可否及び交付する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織活動補助金交付（不交付）決定通知書（別記第 10 号様式）により前条の自主防災組織に通知するものとする。

（交付の条件）

第 18 条 市長は、活動補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 自主防災組織の代表者は、組織の育成及び充実に努めること。

(2) 防災訓練を毎年度 1 回以上実施すること。

（変更の申請）

第 19 条 第 17 条の規定により活動補助金の交付の決定を受けた自主防災組織（以下「活動補助金交付団体」という。）は、当該決定に係る申請の内容を変更又は中止しようとするときは、野田市自主防災組織活動補助金変更申請書（別記第 11 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更の承認）

第 20 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織活動補助金変更承認（不承認）通知書（別記第 12 号様式）により活動補助金交付団体に通知するものとする。

（実績報告）

第 21 条 活動補助金交付団体は、活動補助金の交付の決定に係る防災訓練が完了したときは、速やかに、野田市自主防災組織活動補助金実績報告書（別記第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

（活動補助金の額の確定）

第 22 条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、活動補助金の額を確定し、野田市自主防災組織活動補助金交付額確定通知書（別記第 14 号様式）により活動補助金交付団体に通知するものとする。

（活動補助金の交付）

第 23 条 前条の規定による通知を受けた活動補助金交付団体が、活動補助金の交付の請求をするときは、野田市自主防災組織活動補助金交付請求書（別記第 15 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により活動補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに、当該活動補助金を交付するものとする。

（活動補助金の返還）

第 24 条 市長は、活動補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、活動補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した活動補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により活動補助金の交付を受けたとき。

(2) 活動補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この規則又は活動補助金の交付の条件に違反したとき。

第 4 章 雑 則

（補 則）

第 25 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(野田市自主防災組織防災資機材交付規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 野田市自主防災組織防災資機材交付規則(平成7年野田市規則第39号)

(2) 野田市自主防災組織防災活動補助金交付規則(平成7年野田市規則第40号)

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の野田市自主防災組織防災資機材交付規則の規定により資機材の交付を受けた自主防災組織は、第3条第1項の規定による資機材等補助金の交付を受けたものとみなす。

○野田市自主防災組織一覧

平成 27 年 6 月 1 日現在

地区		組 織 名	結成年月日
中央	1	太子堂第 4 防災会	平成 8 年 2 月 15 日
	2	清水第 7 自治会防災委員会	平成 8 年 3 月 11 日
	3	清水第 5 自治会	平成 8 年 7 月 8 日
	4	清水第 3 町内自主防災会	平成 9 年 5 月 7 日
	5	清水第 4 防災会	平成 9 年 7 月 16 日
	6	清水第 1 1 自治会自主防災会	平成 9 年 7 月 18 日
	7	清水第 1 自治会自主防災会	平成 9 年 8 月 27 日
	8	中野台第 4 自治会自主防災会	平成 10 年 11 月 10 日
	9	すみらんど自主防災会	平成 12 年 4 月 21 日
	10	中野台第 9 防災会	平成 12 年 7 月 26 日
	11	中根第 3 自治会自主防災会	平成 17 年 9 月 14 日
	12	中根第 2 自治会防災会	平成 18 年 4 月 21 日
	13	中根第 6 自治会自主防災会	平成 18 年 4 月 28 日
	14	清水第 8 自治会防災会	平成 18 年 12 月 6 日
	15	中根第 7 自治会自主防災会	平成 19 年 6 月 1 日
	16	中根第 1 4 自治会自主防災会	平成 20 年 4 月 1 日
	17	中根第 1 3 自治会自主防災会	平成 20 年 7 月 8 日
	18	中根第 4 自治会自主防災会	平成 20 年 7 月 10 日
	19	中根ロータリーパレス野田自主防災会	平成 20 年 7 月 15 日
	20	中野台第 1 自治会自主防災会	平成 21 年 4 月 23 日
	21	清水第 6 自治会自主防災会	平成 21 年 5 月 29 日
	22	中根第 9 自治会自主防災会	平成 21 年 7 月 6 日
	23	中根第 1 自治会防災会	平成 22 年 7 月 1 日
	24	つつみ野自治会防災会	平成 23 年 6 月 1 日
	25	上花輪 4-1 自主防災組合	平成 23 年 7 月 15 日
	26	鹿島町自主防災組織会	平成 25 年 4 月 21 日
	27	野田桜の里四季のまち I 防災会	平成 25 年 12 月 1 日
	28	ドリームマークス自主防災組織	平成 26 年 12 月 1 日
	29	太子堂第一自治会防災会	平成 27 年 4 月 1 日
	30	太子堂第三自治会防災会	平成 27 年 4 月 4 日
	31	太子堂第五自治会防災会	平成 27 年 4 月 21 日
	32	太子堂第二自治会防災会	平成 27 年 5 月 22 日
東部	33	宮崎第 3 防災会	平成 8 年 2 月 19 日
	34	柳沢第 2 自治会自主防災会	平成 9 年 5 月 6 日
	35	目吹 4 区自治会防災会	平成 10 年 3 月 31 日
	36	柳沢第 1 自治会自主防災会	平成 10 年 9 月 8 日
	37	柳沢第 3・第 8 自治会自主防災会	平成 10 年 9 月 9 日
	38	鶴奉第 2 自治会自主防災会	平成 12 年 12 月 20 日
	39	鶴奉第 1 自治会防災会	平成 27 年 4 月 1 日
南部	40	堤根自治会自主防災会	平成 8 年 2 月 14 日
	41	松ヶ丘地区防災会	平成 8 年 2 月 19 日
	42	東和リバーサイド野田防災会	平成 10 年 9 月 24 日
	43	里区自治会自主防災会	平成 17 年 4 月 1 日
	44	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成 17 年 8 月 1 日
	45	桜木自治会自主防災会	平成 17 年 12 月 15 日
	46	運河台自治会自主防災会	平成 18 年 2 月 22 日
	47	大成防災会	平成 18 年 3 月 27 日
	48	山崎新田第一自治会自主防災会	平成 18 年 6 月 5 日

2 自主防災 資料 2-2 野田市自主防災組織一覧

地区		組 織 名	結成年月日
南部	49	梅ヶ丘自治会自主防災会	平成18年 6 月 5 日
	50	東大崎自治会自主防災会	平成18年 7 月 7 日
	51	チサンマンション野田自主防災会	平成19年 6 月19日
	52	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成19年 6 月25日
	53	桜台自主防災会	平成19年 6 月25日
	54	東新田自治会自主防災会	平成20年 8 月 8 日
	55	若葉台自治会自主防災会	平成21年 3 月 3 日
	56	交通公社うめさと団地自主防災会	平成21年 8 月 6 日
	57	県営野田山崎防災会	平成22年 3 月30日
	58	大和田自治会自主防災会	平成22年 5 月 6 日
	59	山崎団地自主防災会	平成22年 6 月 9 日
	60	大崎自主防災会	平成24年 3 月 5 日
	61	永大団地自主防災会	平成24年 5 月14日
	62	やまばと会防災会	平成24年 7 月10日
	63	西大和田第三自治会自主防災会	平成24年10月 4 日
	64	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成25年 5 月 1 日
	65	野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成25年 6 月15日
北部	66	今上上下谷自治会防災会	平成25年 7 月 6 日
	67	西大和田第二自治会防災会	平成25年 8 月30日
	68	五木自治会防災会	平成 8 年 3 月19日
	69	七光台第 1 自治会自主防災会	平成 8 年 5 月22日
	70	七光台第 2 自治会自主防災会	平成 8 年 5 月22日
	71	七光台第 3 自治会自主防災会	平成 8 年 5 月22日
	72	七光台第 4 自治会自主防災会	平成 8 年 5 月22日
	73	七光台第 5 自治会自主防災会	平成 8 年 5 月22日
	74	七光台第 6 自治会自主防災会	平成 8 年 5 月22日
	75	七光住宅自治会自主防災会	平成 8 年 5 月22日
	76	川間住宅自治会自主防災会	平成 8 年 5 月22日
	77	ファミリー 7 自治会自主防災会	平成 8 年 5 月22日
	78	岩名一丁目町内会	平成10年 6 月23日
	79	谷津自治会自主防災会	平成18年 1 月12日
	80	岩名二丁目町内会防災会	平成18年 1 月26日
	81	春日町第三自治会自主防災会	平成18年 7 月 7 日
	82	岩名第 5 自治会自主防災委員会	平成18年 9 月21日
	83	岩名 1 区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	84	岩名 2 区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	85	岩名 3 区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	86	こばと団地自治会自主防災会	平成19年12月13日
	87	吉春自治会自主防災会	平成19年12月20日
	88	岩名 4 区自治会自主防災会	平成20年 4 月 8 日
	89	蕃昌区第 1 自治会自主防災会	平成20年 5 月20日
	90	蕃昌区第 2 自治会自主防災会	平成20年 5 月20日
	91	蕃昌区第 3 自治会自主防災会	平成20年 5 月20日
	92	蕃昌区第 4 自治会自主防災会	平成20年 5 月20日
	93	蕃昌区第 5 自治会自主防災会	平成20年 5 月23日
	94	蕃昌区第 6 自治会自主防災会	平成20年 5 月20日
	95	春日町第一自治会自主防災会	平成21年 6 月17日
	96	春日町第二自治会自主防災会	平成21年 6 月19日
	97	岩名一丁目中央自治会防災会	平成22年 7 月 2 日
	98	光葉町自治会防災会	平成24年 7 月 1 日

2 自主防災 資料 2-2 野田市自主防災組織一覧

地区		組 織 名	結成年月日
北部	99	谷吉区第1自治会自主防災会	平成26年3月30日
	100	谷吉区第2自治会自主防災会	平成26年3月30日
	101	谷吉区第3自治会自主防災会	平成26年3月30日
	102	谷吉区第4自治会自主防災会	平成26年3月30日
	103	谷吉区第5自治会自主防災会	平成26年3月30日
川間	104	東金野井自主防災会	平成8年2月19日
	105	尾崎10区防災会	平成8年2月19日
	106	日の出町自治会自主防災会	平成8年3月26日
	107	尾崎11区自衛防災団	平成8年4月1日
	108	堂山自治会自主防災会	平成8年4月18日
	109	尾崎六区自治会自主防災会	平成18年12月18日
	110	阿部自治会自主防災会	平成20年5月12日
	111	つくし野自治会自主防災会	平成22年6月10日
	112	船形中自治会自主防災会	平成24年8月25日
	113	川間台自治会自主防災会	平成24年12月4日
	114	中里上自治会防災会	平成25年8月30日
	115	中里下自治会防災会	平成26年3月30日
	116	小山自治会自主防災会	平成26年4月13日
	117	船形下自治会防災会	平成26年5月20日
	118	船形上自主防災会	平成26年6月20日
福田	119	灰毛自治会	平成8年3月19日
	120	野田梅郷自治会自主防災会	平成8年7月24日
	121	下町自主防災会	平成9年4月28日
	122	白鷺梅郷住宅自治会自主防災会	平成9年9月18日
	123	三ツ堀防災会	平成13年2月28日
	124	本郷第1自治会自主防災会	平成22年5月18日
	125	本郷第2自治会自主防災会	平成22年5月18日
	126	わかくさ台防災会	平成23年9月2日
関宿北部	127	元町・内町自主防災会	平成8年3月1日
	128	上谷中自主防災会	平成9年3月16日
	129	上谷中団地自主防災会	平成9年3月16日
	130	台町中下町自主防災会	平成10年2月15日
関宿北部	131	西町自主防災会	平成11年3月1日
	132	下納谷・下谷中自主防災会	平成12年2月18日
	133	江戸町自主防災会	平成13年11月30日
	134	関宿町自主防災会	平成16年11月15日
	135	台町上町自治会防災会	平成26年9月1日
関宿中部	136	親野井1自主防災会	平成8年3月1日
	137	ひがし台自主防災会	平成8年3月1日
	138	中戸自主防災会	平成9年3月16日
	139	東高野自治会自主防災会	平成10年2月15日
	140	東高野みどりヶ丘自治会	平成10年2月15日
	141	平井自主防災会	平成11年3月1日
	142	古布内表自主防災会	平成12年2月18日
	143	次木1自主防災会	平成14年1月27日
	144	次木自治会自主防災会	平成14年1月27日
	145	古布内高倉南自治会防災会	平成17年9月16日
	146	桐ヶ作1自治会自主防災会	平成19年5月30日
	147	桐ヶ作2自治会自主防災会	平成19年5月30日
	148	古布内山坪第5自治会自主防災会	平成19年10月9日

2 自主防災 資料 2-2 野田市自主防災組織一覧

地区		組 織 名	結成年月日
関宿中部	149	古布内山坪第6自治会自主防災会	平成20年5月30日
	150	親野井2自主防災会	平成21年2月5日
	151	古布内山坪中央自治会防災会	平成21年6月1日
	152	次木2自治会自主防災会	平成21年11月20日
	153	新田戸自治会自主防災会	平成23年4月19日
	154	柏寺自治会自主防災会	平成23年5月25日
	155	東宝珠花上自治会自主防災会	平成23年9月28日
	156	東宝珠花中自治会自主防災会	平成23年9月28日
	157	東宝珠花下自治会自主防災会	平成23年9月28日
	158	東宝珠花下2自治会自主防災会	平成23年9月28日
	159	古布内山坪第一自治会自主防災会	平成23年9月28日
	160	古布内山坪第二自治会自主防災会	平成23年10月12日
	161	古布内新敷自治会自主防災会	平成23年10月12日
	162	古布内堀ノ内自治会自主防災会	平成23年10月12日
	163	次木3自治会自主防災会	平成23年12月15日
	164	西高野自治会自主防災会	平成24年7月9日
関宿南部	165	古布内山坪第3自治会自主防災会	平成25年4月1日
	166	古布内高倉自主防災会	平成25年5月23日
	167	下根自主防災会	平成8年3月1日
	168	志部前堀自主防災会	平成9年3月16日
	169	飯塚自主防災会	平成10年2月15日
	170	砂南区自主防災会	平成11年3月1日
	171	小作自主防災会	平成12年2月18日
	172	松ノ木自主防災会	平成13年11月14日
関宿南部	173	大山自主防災会	平成15年12月16日
	174	小林住宅団地自治会自主防災会	平成17年4月6日
	175	山の内自治会自主防災会	平成17年8月1日
	176	新宿団地自主防災会	平成18年4月10日
	177	新宿自治会自主防災会	平成18年11月9日
	178	羽貫2自主防災会	平成19年4月3日
	179	緑ヶ丘団地自主防災会	平成19年10月9日
	180	向の内自治会安心防災会	平成20年11月13日
	181	岡田自治会自主防災組織	平成22年7月20日
	182	ひまわり自治会防災会	平成23年5月1日
	183	羽貫3自治会防災会	平成24年7月1日
	184	鴻ノ巣防災会	平成26年3月9日
	185	前村自治会防災会	平成26年4月1日
	186	高倉自治会防災会	平成26年4月1日
	187	ノ切自治会防災会	平成26年6月11日
	188	出洲自治会防災会	平成26年6月11日
	189	武者土自治会防災会	平成26年6月16日
	190	内野堤根自治会防災会	平成26年6月19日
合計		190組織	

○野田市防災行政無線局管理運用規程

(目 的)

第1条 この規程は、野田市地域防災計画に基づく災害対策に係る防災業務及び行政事務に関し、円滑な通信を図るため設置する野田市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 固定系戸別受信機 固定系親局の通信の相手方となる屋内受信設備をいう。
- (5) 文字表示機能付き子局 通信内容を文字表示する機能設備を設置した固定系子局
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第40条第1項に規定する資格を有する者であって、市長が選任したものをいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別表のとおりとする。

(無線系の職員)

第4条 無線系に次に掲げる職員を置く。

- (1) 総括管理者
- (2) 管理責任者
- (3) 通信取扱責任者
- (4) 通信取扱者

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、防災を主管する部長をもって充てる。

3 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき野田市災害対策本部を設置した場合は、前項の規定にかかわらず野田市災害対策本部長をもって充てる。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに所属の通信取扱者を指揮監督する。

2 管理責任者は、防災を主管する課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局に係る業務を管理する。

2 通信取扱責任者は、管理責任者がその所属職員である無線従事者のうちから選任する。

3 管理責任者は、通信取扱責任者を選任したとき、又は通信取扱責任者の異動等によりこれを解任したときは、総括管理者に報告しなければならない。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理の下に関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行わなければならない。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第9条 管理責任者は、関係法令に基づく業務書類を備え付け、管理しなければならない。

(災害時等の運用)

第10条 無線局の運用方法については、別に定める。

(災害時の通信態勢)

第11条 総括管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、管理責任者及び通信取扱責任者に待機又は配備を命じ、当該無線局の通信の確保に必要な措置を講じなければならない。

(無線従事者の解任)

第12条 市長は、無線従事者が次の各号の1に該当する場合には、無線従事者を解任することができる。

(1) 無線従事者としての職務を行うことが困難又は不適當と認められるとき。

(2) 法第79条の規定により免許を取り消されたとき。

(無線設備の保守点検)

第13条 管理責任者は、定期的に無線設備の整備点検を行い、常に良好な状態を保たなければならない。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を行うものとする。

(1) 定時通信訓練

(2) 防災訓練に併せた通信訓練

(研 修)

第15条 総括責任者は、無線従事者に対し、防災行政無線の管理及び運用上必要な知識及び技能について、年1回以上研修を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

○野田市防災行政無線局管理運用細則

(目 的)

第1条 この細則は、野田市防災行政用無線局管理運用規程により制定し、野田市防災行政用無線局の管理及び運用を円滑に行うことを目的に定めるものとする。

(定 義)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、管理運用規程の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通信 災害時緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるときに行なう通信をいう。
- (2) 一般通信 緊急通信以外の通信をいう。
- (3) 一括通信 全ての固定系子局及び固定系戸別受信機を一斉に呼び出して通信することをいう。
- (4) 群別通信 あらかじめグループ化した固定系子局の群を呼び出し、当該群が対象とする地域の住民に通信することをいう。
- (5) 個別通信 特定の地域の住民を対象に、1箇所の固定系子局を呼び出して通信することをいう。

(通信の種類)

第3条 通信の種類は、緊急通信及び一般通信とする。

(通信事項)

第4条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自然災害及び国民保護における警報等の伝達に関する事項
- (2) 市民の生命及び財産に関する重要な事項
- (3) 市民の健康被害や防犯の注意喚起等に関する事項
- (4) 行政の普及、啓発及び周知又は市民の協力を必要とする事項
- (5) 動作確認、試験及び訓練通信
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項

(通信時間)

第5条 通信時間は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 管理責任者の指示により随時行う。
- (2) 一般通信 8時から20時の間に行う。ただし、この時間外に緊急な周知が必要な場合はこの限りではない。

なお、ミュージックチャイムの通信は、次の時刻に行う。

- (ア) 7時00分
- (イ) 12時00分
- (ウ) 16時30分（但し、日没を考慮して季節により調整を行なう。）
- (3) 一回の通信は、緊急通信を除き、概ね2分以内に行うよう努めなければならない。

(通信の区分)

第6条 通信は、これを行おうとする区域に応じ一括通信・群別通信・個別通信に区分する。

2 文字表示機能付き子局については、個別通信により、文字表示のみの通信も行ふものとする。

(通信の申込)

第7条 無線局の通信を行う場合の手続きは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無線局の通信を希望する所属長（以下「通信依頼者」という。）は、所掌の事務で通信を必要とする場合は、防災行政無線通信依頼書（様式第1号）を通信希望する5日前までに管理責任者に提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (2) 管理責任者は、通信依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、通信を必要とするものについてのみ通信させることができる。この場合、通信しないことに決定したときは、その旨を通信依頼者に通知する。

(通信の制限)

第8条 管理責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(通信の記録)

第9条 通信取扱責任者は、通信を行ったとき無線業務日誌（様式第2号）に必要事項を記載しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(通信原稿)

(発信者)	
(件 名)	
こちらは、防災野田です。 (本文) 【以下 2 回繰り返し】	

第2号様式

無線局業務日誌（固定系）

呼出名称：防災野田

周波数：

空中線電力：

管理責任者

取扱責任者

通信年月日			
無線従事者		(氏名)	(資格)
通信の種類	通信の区分	開始時刻	特記事項
☐ 緊急 ☐ 一般	☐ 一括 ☐ 群別 ☐ 個別 ()	:	
☐ 緊急 ☐ 一般	☐ 一括 ☐ 群別 ☐ 個別 ()	:	
☐ 緊急 ☐ 一般	☐ 一括 ☐ 群別 ☐ 個別 ()	:	
1日の延べ通信回数		回	
備考			

○野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地（野田市）
1	台町稲荷神社	関宿台町 3275
2	台町県道消防庫跡	関宿台町 2915-3
3	あおぞら広場	関宿町 1396
4	関宿中学校	関宿台町 2149-2
5	上谷中集会所	関宿台町 4446-1
6	西町消防庫跡	関宿台町 2062-4
7	西町白山神社	関宿台町 6031-1
8	元町香取神社	関宿元町 88
9	金龍院	関宿台町 1654
10	下谷中集会所	関宿台町 5673-1
11	はやま工業団地内緑地	はやま 19-1
12	東高野菅原神社	東高野 37
13	西高野こども遊び場	西高野 380-1
14	新田戸北坪市道	新田戸 13
15	新田戸集会所	新田戸 508
16	中戸公会堂	中戸 124
17	柏寺市道三叉路	柏寺 219-8
18	桐ヶ作西原 Y 字路	桐ヶ作 946-1
19	桐ヶ作排水機場	平成 257
20	桐ヶ作香取神社	桐ヶ作 1567
21	二川小学校	桐ヶ作 483-1
22	二川中学校	桐ヶ作 431-2
23	親野井会館跡前	親野井 134-2
24	古布内八幡神社	古布内 1703-1
25	古布内消防庫	古布内 1110-2
26	古布内防火水槽脇	古布内 300
27	次木古布内線 古布内地先	古布内 416-7
28	次木三嶋神社	次木 345-1
29	飯塚白山神社	木間ヶ瀬 475
30	羽貫こども遊び場	木間ヶ瀬 667
31	関宿複合センター	木間ヶ瀬 620-1
32	第 30 分団 1 部	木間ヶ瀬 2111
33	鴻ノ巣集会所	木間ヶ瀬 1775-2
34	前村集会所	木間ヶ瀬 969-1
35	内野神明神社	木間ヶ瀬 7766
36	木間ヶ瀬中学校	木間ヶ瀬 3441-1
37	松ノ木鹿島大神宮	木間ヶ瀬 1545
38	向ノ内住宅街遊び場	木間ヶ瀬 2454-18
39	いちいのホール	東宝珠花 237-1
40	平井香取神社	平井 210-1
41	関宿総合公園	平井 413-1
42	新宿須賀神社	木間ヶ瀬 5046-1
43	向ノ内住宅街公園	木間ヶ瀬 4666-1
44	木間ヶ瀬小学校	木間ヶ瀬 3640
45	宝蔵院	木間ヶ瀬 3969
46	下根香取神社	木間ヶ瀬 5887

3 情報連絡 資料 3－3 野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地（野田市）
47	VOR局付近市道脇	木間ヶ瀬 5415
48	市道 2534 号線交差点脇 岡田地先	岡田 719-4
49	岡田大杉神社	岡田 766-1
50	岡田八幡神社	岡田 286
51	大山八坂神社	木間ヶ瀬 6182-3
52	出洲排水機場	木間ヶ瀬 9715-1
53	第 29 分団 2 部	木間ヶ瀬 9359-6
54	東金野井防火水槽脇	東金野井 134
55	東金野井天神社	東金野井 1264-2
56	東金野井自治会館	東金野井 819
57	尾崎小学校	尾崎 1413-2
58	堂山公園	尾崎 229-2
59	日の出町西公園	日の出町 4
60	尾崎南第一公園	尾崎台 20-2
61	日の出町南公園	日の出町 25
62	谷吉会館	谷津 1145-3
63	川間中学校	中里 240-2
64	中里第一公園	中里 775-19
65	川間小学校	中里 936
66	中里上自治会館付近	中里 3026-7
67	中里権現	中里 2767-1
68	阿部自治会館脇	中里 2332-1
69	阿部第二実行組合公会堂	中里 1474-1
70	船形防火水槽脇	船形 2687
71	宮本第一公会堂	船形 2148
72	小山自治会内集会所	小山 2711
73	小山自治会館	小山 3127
74	小船橋水辺公園	小山 4205-4
75	船形紫ま会館	船形 4535
76	船形中央会館	船形 1173-1
77	たっぱた公園	船形 1317
78	消防署北分署	船形 1550-2
79	七光台児童公園	七光台 242-3
80	山崎吉春線 吉春地先	吉春 1248
81	北コミュニティセンター	春日町 16-1
82	川間駅南口	川間駅南口
83	川間トンボ公園	尾崎 807-3
84	川間駅南第三公園	岩名一丁目 55
85	岩木小学校	岩名二丁目 12-1
86	川間駅南第二公園	五木新町 12
87	春日町公園	春日町 40
88	五木新町ふれあい公園	五木新町 37-1
89	北部中学校	谷津 672-1
90	七光台小学校	七光台 20-2
91	蕃昌昌光会館	蕃昌 49
92	谷津防火水槽脇	谷津 749
93	房地集会所付近	船形 765-2
94	船形下自治会館	船形 670-2

3 情報連絡 資料 3-3 野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地（野田市）
95	石塚公会堂	船形 165
96	船形下農業構造改善センター	蕤打 1885-3
97	川間駅南第五公園	岩名二丁目 59
98	岩名中学校	岩名 1697-5
99	五木自治会館	五木 325-3
100	七光台駅西口	七光台駅西口
101	北部小学校	谷津 45-2
102	光葉町第三公園	谷津 309-1
103	光葉町第六公園	五木 826-3
104	市道 2150 号線 谷津地先	谷津 662-2
105	吉春自治会館	吉春 427-2
106	柳沢小学校	柳沢 142-1
107	さくら公園	清水公園東一丁目 26-1
108	光葉町第四公園	吉春 595-1
109	総合公園体育館	清水 958
110	山崎吉春線 岩名地先 1	岩名 1126-10
111	山崎吉春線 岩名地先 2	岩名 537-1
112	山崎吉春線 桜の里地先	桜の里二丁目 4
113	山崎吉春線 堤台地先 1	堤台 487-2
114	山崎吉春線 堤台地先 2	堤台 335-7
115	清水台小学校	清水 786
116	清水保育所	清水 881
117	清水公園駅東口	清水公園東口
118	旧専売公社跡地	清水 254-2
119	けやき公園	清水公園東二丁目 17
120	庚申塚公園	鶴奉 586-30
121	鶴奉公園	鶴奉 25
122	柳沢新田第二公園	柳沢 266-11
123	東部公民館	鶴奉 174-4
124	第 8 分団 4 部	目吹 1986
125	目吹四区自治会館	目吹 1684-1
126	目吹三区自治会館	目吹 1034
127	目吹二区自治会館	目吹 491-1
128	野田市リサイクルセンター	目吹 328
129	高根自治会館	木野崎 2562
130	第 8 分団 1 部	目吹 394-1
131	市道 42124 号線 目吹地先	目吹 618
132	第 8 分団 2 部	目吹 1408
133	東部小学校	鶴奉 221-3
134	市立あさひ育成園	鶴奉 73-1
135	第 10 分団	横内 15-2
136	消防本部	宮崎 126-2
137	宮崎小学校	宮崎 55
138	第一中学校	野田 836-2
139	愛宕神社	野田 725
140	出井の下東公園	清水 673-231
141	第二号鹿島町公園	中野台鹿島町 3
142	櫛のホール	中野台 168-1

3 情報連絡 資料 3-3 野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地（野田市）
143	中央小学校	野田 541-1
144	市道 1170 号線 野田地先	野田 399-3
145	下町自治会館付近	野田 59-2
146	朝日ヶ丘公園	上花輪新町 3-14
147	市営上花輪団地	上花輪 498
148	野田橋警察官連絡所	中野台 810-1
149	市道 33093 号線脇 上花輪地先	上花輪 753-1
150	太子堂太陽公園	上花輪 1104-3
151	今上水路法面	野田 895
152	太子堂自治会館	上花輪 1154
153	ひまわり公園	上花輪 1434-19
154	桜台公園	桜木 11-1
155	第二中学校	中根 198-1
156	中根八幡公園	中根 193-57
157	中根保育所	中根 28-3
158	横内前公園	花井 281-61
159	花井第三公園	花井 94-8
160	神北公園	堤根 314
161	野田地域職業訓練センター	中根 323-3
162	大殿井自治会館	大殿井 315
163	長割公園	大殿井 371-68
164	鹿野自治会館	木野崎 2103-1
165	新町自治会館	木野崎 1373
166	下町自治会館	木野崎 932
167	大杉神社	木野崎 701
168	保木間自治会館	三ツ堀 1546-2
169	福田第一小学校	三ツ堀 1373
170	福田中学校	瀬戸 990
171	福田保育所	木野崎 1648-6
172	灰毛青年館	瀬戸 122
173	下鹿野公園	木野崎 1704-38
174	真福寺第二公園	大殿井 83-175
175	市道 1270 号線 西三ヶ尾地先	西三ヶ尾 340
176	二ツ塚小学校	二ツ塚 430-47
177	梅郷 4 号公園	三ツ堀 969-1
178	梅郷 6 号公園	三ツ堀 1038-1
179	三ツ堀自治会館	三ツ堀 195-2
180	瀬戸自治会館	瀬戸 815-3
181	市道 62189 号線脇 瀬戸地先	瀬戸 433
182	老人福祉センター	瀬戸 270
183	梅郷 26 号緑地	西三ヶ尾 484-151
184	消防署南分署	二ツ塚 139-91
185	上宿公園	山崎 1594-5
186	南部中学校	花井 68-2
187	西大和田公園	山崎 1266-11
188	市道 52150 号線 今上地先	今上 2134-1
189	みずき 1 号緑地	みずき一丁目 34
190	梅の台公園	山崎梅の台 4

3 情報連絡 資料 3－3 野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地（野田市）
191	南部小学校	山崎 1503-1
192	梅郷駅西口公園	山崎 1892
193	山崎交差点	山崎 1809
194	南コミュニティーセンター	山崎 2005-3
195	山崎小学校	山崎 2734
196	東新田公園	山崎 2380-13
197	東新田自治会館	山崎 2161-1
198	山崎貝塚町公園	山崎貝塚町 23
199	みずき小学校	みずき三丁目 2-3
200	みずき 3 号緑地	みずき四丁目 36
201	大崎自治会館	山崎 843-7
202	島会館	山崎 2549
203	西亀山第六公園	山崎 2699-1
204	東亀山いにしえ公園	山崎 2653-1
205	市道 1290 号線 下三ヶ尾地先	下三ヶ尾 239-1
206	市道 1290 号線 T 字路 下三ヶ尾地先	下三ヶ尾 387
207	第 16 分団 1 部	下三ヶ尾 549-4
208	下三ヶ尾防火水槽脇	下三ヶ尾 826-1
209	福田第二小学校	西三ヶ尾 988
210	西三ヶ尾自治会館	西三ヶ尾 663-1
211	今上下組自治会館	今上 1783-2
212	今上地区水路用地	今上 719-1

○野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は野田市防災行政無線戸別受信機、その他戸別受信機の附属機器（以下「戸別受信機等」という）の貸与及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象者)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもので戸別受信機等の借受けを希望するものに、戸別受信機等1台を無償貸与するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者の属する世帯で、市内に住所を有する世帯の代表者

(2) その他市長が防災行政上必要と認めるもの

(申 請)

第3条 戸別受信機等の貸与を受けようとするもの（以下「使用者」という。）は、野田市防災行政無線戸別受信機等借受申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸 与)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受け付けたときは、当該使用者に戸別受信機等を無償貸与するものとする。ただし、聴覚障がい者の属する世帯については、戸別受信機と併せて文字表示装置を無償貸与するものとする。

(使用者の義務)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用者は貸与された戸別受信機等を適正に維持管理するものとし、戸別受信機等を他の目的に使用し、転貸し、売却し、又は担保に供してはならない。

(2) 使用者は戸別受信機等を損傷し、又は亡失したときは、市長に届け出なければならない。

(3) 前号の場合において、当該故障等が使用者の故意又は重大な過失によって生じたと認めるとき又は損傷（滅失）したときは、市長に届け出なければならない。

(4) 使用者は、市内で住居を転居したとき又は事業所等に移転したときは、速やかに戸別受信機等移設届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(維持管理費の経費)

第6条 戸別受信機等の維持管理に要する経費のうち、次に掲げるものについては、使用者の負担とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 戸別受信機等に係る電気料金及び非常電源用に内蔵された電池の交換に要する費用

(2) 使用者の都合による戸別受信機等の移設に要する費用

(3) 使用者の故意又は過失により、戸別受信機等に損傷又は故障が生じた場合の修繕費用

(返 還)

第7条 使用者は、次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた戸別受信機等に野田市防災行政無線戸別受信機等返還届出書（様式第3号）を添え、速やかに市長に返還するものとする。

(1) 第2条各号に規定する事由に該当しなくなったとき。

(2) 防災行政無線局(同報系)を廃止したとき。

2 市長は、使用者が第5条各号の規定に違反したときは、戸別受信機の返還を命ずることができる。

(台帳の整備)

第8条 市長は、戸別受信機等の貸与状況を明確にするため、戸別受信機等貸与台帳を整備するものとする。

付 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

野田市防災行政無線戸別受信機等借受申請書

年 月 日

野田市長 あて

申請者 住所

氏名



電話番号

下記のとおり戸別受信機を借り受けたいので、野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱第3条の規定により申請します。

なお、戸別受信機の利用に際しては、要綱第5条の規定を遵守し、利用に係る費用については、私が負担します。

記

設置場所	野田市			
*戸別受信機管理番号				
*台数及び付属部品名称		*戸別受信機1台		*文字表示装置
		*外部アンテナ (ダイポール)		*接続部品一式
		*その他 ()		

*欄は、市で記入します。

同意書

私の所有する家屋に、上記の者が野田市防災行政無線戸別受信機等を設置することに同意します。

所有者 住所

氏名



様式第2号（第5条関係）

野田市防災行政無線戸別受信機等移設届出書

年 月 日

野田市長 あて

申請者 住所

氏名



電話番号

下記のとおり野田市防災行政無線戸別受信機等の移設をしたく、野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱第5条の規定により届け出ます。

記

*戸別受信機管理番号				
移設場所	野田市			
移設の理由	1 住居の所在を変更するため。 2 その他（ ）			
*台数及び付属部品名称		*戸別受信機1台		*文字表示装置
		*外部アンテナ (ダイポール)		*接続部品一式
		*その他 ()		

*欄は、市で記入します。

同意書

私の所有する家屋に、上記の者が野田市防災行政無線戸別受信機等を設置することに同意します。

所有者 住所

氏名



様式第3号（第7条関係）

野田市防災行政無線戸別受信機等返還届出書

年 月 日

野田市長 あて

申請者 住所

氏名



電話番号

下記のとおり戸別受信機等を返還したいので、野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱第7条の規定により届け出ます。

記

設置場所	野田市		
	1 住所を有しなくなったため。 2 設置の必要がなくなったため。 3 その他（ ）		
*戸別受信機管理番号		*設置 年月日	
*台数及び付属部品名称		*戸別受信機1台	*文字表示装置
		*外部アンテナ (ダイポール)	*接続部品一式
		*その他 ()	

*欄は、市で記入します。

○野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

No	設置場所（施設）	所在地（野田市）
1	市役所防災安全課（2階）	鶴奉 7-1
2	市役所電話交換室（2階）	鶴奉 7-1
3	市役所守衛室（1階）	鶴奉 7-1
4	消防署通信司令室（2階）	宮崎 126-2
5	消防本部警防課（3階）	宮崎 126-2
6	消防署中央分署	中野台 172
7	消防署南分署	二ツ塚 139-91
8	消防署北分署	船形 1550-2
9	消防署関宿分署	東宝珠花 435-1
10	消防署関宿北出張所	西高野 451-4
11	中央出張所（1階）	中野台 168-1
12	関宿支所（1階）	東宝珠花 237-1
13	文化センター（事務所）	鶴奉 5-1
14	南部梅郷公民館	山崎 1154-1
15	北部公民館	谷津 384
16	川間公民館	中里 556
17	関宿中央公民館	東宝珠花 253-1
18	関宿公民館	関宿台町 2558-1
19	二川公民館	桐ヶ作 51-1
20	木間ヶ瀬公民館	木間ヶ瀬 2935
21	関宿保健センター	東宝珠花 260-1
22	総合公園	清水 958
23	関宿総合公園	平井 401
24	清水台小学校	清水 773
25	関宿小学校	関宿台町 171
26	関宿中央小学校	東宝珠花 234-1
27	東部中学校	目吹 1500
28	清水高等学校	清水 482
29	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	尾崎 2241-2
30	野田中央高等学校	谷津 713
31	関宿高等学校	木間ヶ瀬 4376

3 情報連絡 資料3-5 野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

№	設置場所（施設）	所在地（野田市）
32	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	柳沢 53
33	関宿城博物館 関宿にこにこ水辺公園	関宿三軒家 143-4
34	東京理科大学	山崎 2641
35	(株)U S S 東京	中里 2144-1
36	アルフレッサファーマ(株)	西高野 278-5
37	野田芽吹学園（社会福祉法人野田芽吹会）	下三ヶ尾 875-1
38	くすのき苑（社会福祉法人いちいの会）	木間ヶ瀬 3121
39	ケアホームほっと（社会福祉法人はーとふる）	船形 310
40	ケアホームぱーる（社会福祉法人はーとふる）	船形 304
41	かりんず（合資会社三姫）	清水 434-42
42	ケアホーム希の芽（社会福祉法人野田目吹会）	山崎 2661-5
43	グループホームかえで（社会福祉法人いちいの会）	木間ヶ瀬 4011-5
44	ケアホームしいのき（社会福祉法人いちいの会）	中里 252-14
45	ケアホームけやき（社会福祉法人いちいの会）	谷津 1152-3
46	ケアホームポプラ（社会福祉法人いちいの会）	木間ヶ瀬 613-14
47	啓心荘ひまわり（医療法人社団啓心会）	柳沢 210
48	啓心荘なでしこ（医療法人社団啓心会）	
49	複合老人ホーム野田市楽寿園	鶴奉 264
50	ほまれの家（社会福祉法人招福会）	目吹 1511-3
51	福寿園（社会福祉法人福寿会）	金杉 2325-1
52	亀野園（社会福祉法人野田みどり会）	鶴奉 270-5
53	鶴寿園（社会福祉法人野田みどり会）	鶴奉 280
54	松葉園（社会福祉法人志豊会）	中里 43-3
55	関宿ナーシングビレッジ（社会福祉法人佰和会）	桐ヶ作 666
56	椿寿の里（社会福祉法人法師会）	山崎 2723-3
57	野田ライフケアセンター（医療法人社団淑幸会）	野田 840
58	梅郷ナーシングセンター（医療法人社団天宣会）	山崎 2785
59	福聚苑 老人保健施設（医療法人社団福聚会）	中戸 20
60	葵の園・野田（医療法人社団葵会）	中里 1389
61	木野崎病院（医療法人社団葛野会）	木野崎 1561-1
62	あったかさん（(有)高梨ウェルビーイング）	上花輪 588
63	グループホームせいしん（(有)正心）	中根 207

3 情報連絡 資料3-5 野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

№	設置場所（施設）	所在地（野田市）
64	グループホームけやきの杜 ・ デイハウスけやきの杜（生活介護サービス(株)）	山崎 1448-1
65	グループホームすずらん（関東介護サービス(株)）	中里 1564-2
66	グループホームバンヤンツリー関宿（(有)サンミルクサービス）	木間ヶ瀬 4877-1
67	グループホーム菜の花（生活介護サービス(株)）	宮崎 207-5
68	グループホームつつじの郷 ・ デイハウスつつじの郷（地域福祉ネットサービス(株)）	東宝珠花 222
69	麗翠堂グループホーム（(有)ワイオハ）	瀬戸 965-1
70	ケアハウスウェルフェア（社会福祉法人恵愛会）	木間ヶ瀬 6129
71	きららほーむ ・ ヴィラほまれの家（社会福祉法人招福会）	目吹 2011-3
72	ここち野田（(株)ベネッセスタイルケア）	山崎 2210-7
73	ブリスイン野田（(株)ユーフォリア）	宮崎 81-6
74	野田市立花輪保育所	上花輪新町 14
75	野田市立あたご保育所	野田 766-58
76	野田市立東部保育所	鶴奉 228
77	野田市立南部保育所	山崎 1214
78	野田市立北部保育所	谷津 682-2
79	野田市立尾崎保育所	尾崎 1714
80	野田市立乳児保育所	中野台 17
81	野田市立木間ヶ瀬保育所	木間ヶ瀬 3152-1
82	アスク古布内保育園	古布内 1527-13
83	聖華保育園（学校法人白須賀学園）	上三ヶ尾 454-1
84	コビープリスクールのだ保育園（(株)コビーアンドアソシエイツ）	中野台 564-2
85	コビープリスクールせきやど保育園（(株)コビーアンドアソシエイツ）	次木 279-1
86	アスク七光台保育園（(株)日本保育サービス）	谷津 367
87	アスク川間保育園（(株)日本保育サービス）	尾崎 853-1
88	コビープリスクールさくらのさと保育園（(株)コビーアンドアソシエイツ）	桜の里 1-1-5
89	梅郷保育園（社会福祉法人すくすくどろんこの会）	山崎 1952

○野田市防災用MCA無線管理運用規程

(目 的)

第1条 この規程は、800MHz帯デジタルMCA通信システムを利用して野田市が運用する双方向通信可能な防災無線（以下「防災用MCA無線」という。）に関し、必要な事項を定め、その適正な管理及び運営を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 防災用MCA無線の無線設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 無線系 全ての無線局及び付帯設備を含めたものをいう。

(無線系の職員)

第3条 無線系に次に掲げる職員を置く。

- (1) 総括管理者
- (2) 管理責任者
- (3) 運用責任者
- (4) 無線設備操作者

(総括管理者)

第4条 総括管理者は、無線系の管理運用に関する業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、防災を主管する部長をもって充てる。

3 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき野田市災害対策本部を設置した場合は、前項の規定にかかわらず野田市災害対策本部長をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理運用業務を行うとともに運用責任者を指揮監督する。

2 管理責任者は、防災を主管する課長をもって充てる。

(運用責任者)

第6条 運用責任者は、管理責任者の命を受け、その無線局の運用業務を所掌するとともに無線設備の操作を行う者（以下「無線設備操作者」という。）を指揮監督する。

2 運用責任者は、無線設備に異常を発見した時は、管理責任者に報告を行う。

3 運用責任者は、無線局設置施設又は設置車両の管理者にある者をもって充てる。

(無線設備操作者)

第7条 無線設備操作者は、運用責任者の指揮監督の下、電波法（昭和25年法律第131号）等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線設備の操作を行わなければならない。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 非常時通信 災害発生等非常時の通信をいう。
- (2) 普通通信 非常時通信以外の通信をいう。

(通信の原則)

第9条 通信は、簡単明瞭に行い、無線局開設の目的に反するものを内容としてはならない。

2 通信は、非常時通信を優先とする。

(秘密の保持)

第10条 通信業務に従事する者は、無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を保持しなければならない。

(備付書類の管理)

第11条 管理責任者は、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第38条に規定す

る書類（免許状に係るものに限る。）を管理保存しなければならない。

（無線設備の保全）

第12条 管理責任者は、無線設備の保全のため、定期的に無線設備の点検を行い、常に良好な状態を維持するように努めなければならない。

（通信訓練）

第13条 管理責任者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を行うものとする。

(1) 定期通信訓練

(2) 防災訓練に併せた通信訓練

（補 則）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

○野田市防災用MC A無線携帯型無線機管理運用細則

(目 的)

第1条 この要領は、野田市防災用MC A無線管理運用規程で定める防災用MC A無線のうち、携帯型無線機（携帯による使用方法を主とする無線設備をいう。以下同じ。）の運用等に関し、野田市防災用MC A無線管理運用規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(配 備)

第2条 携帯型無線機の配備は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害対策本部員等
- (2) 配備が必要と認められる市施設・防災関係機関等
- (3) 前各号により配備した携帯型無線機以外の携帯型無線機は、防災主管課に備える。

2 配備先は、別表に定めるとおりとする。

(保守点検等の費用負担)

第3条 次に掲げる費用は、市の負担とする。

- (1) 保守点検に要する費用（充電池を含む。）
- (2) 修理に要する費用
- (3) その他、費用の負担が適当とするもの

(通信の維持等)

第4条 第2条の規定により携帯型無線機の配備を受けた者、市施設・防災関係機関等（以下、「携帯型無線機設置者」という。）は、常に通信可能な状態を保つよう努めるものとする。

2 携帯型無線機の動作に要する電力料金は、携帯型無線機設置者において負担するものとする。

(携帯型無線機の返還等)

第5条 携帯型無線機設置者は、携帯型無線機を配備する必要がなくなったときは、速やかに市（防災主管課）に返還する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

○野田市防災用MCA無線局番号簿

設置場所又は使用場所		呼出番号
本庁舎	災害対策事務局 防災安全課	101
本庁舎	水防体制事務局 管理課	102
警 察	野田警察署	110
消 防	消防署 指令室	119
市施設	中央出張所	201
指定緊急避難場所	南コミュニティセンター（南出張所）	202
指定緊急避難場所	北コミュニティセンター（北出張所）	203
指定緊急避難場所	いちいのホール（関宿支所）	204
指定緊急避難場所	文化センター（中央公民館）	211
指定緊急避難場所	東部公民館	212
指定緊急避難場所	南部梅郷公民館	213
指定緊急避難場所	北部公民館	214
指定緊急避難場所	川間公民館	215
指定緊急避難場所	福田公民館	216
指定緊急避難場所	関宿中央公民館	217
指定緊急避難場所	関宿公民館	218
指定緊急避難場所	二川公民館	219
指定緊急避難場所	木間ヶ瀬公民館	220
本庁舎	教育委員会 学校教育部	231
市施設	補修事務所	232
市施設	保健センター	233
指定緊急避難場所	関宿保健センター	234
指定緊急避難場所	関宿複合センター	235
ライフライン	水道部	241
指定緊急避難場所	総合公園	251
指定緊急避難場所	関宿総合公園	252
指定緊急避難場所	中央小学校	301
指定緊急避難場所	宮崎小学校	302
指定緊急避難場所	東部小学校	303
指定緊急避難場所	南部小学校	304
指定緊急避難場所	北部小学校	305
指定緊急避難場所	川間小学校	306
指定緊急避難場所	福田第一小学校	307
指定緊急避難場所	福田第二小学校	308
指定緊急避難場所	清水台小学校	309
指定緊急避難場所	柳沢小学校	310
指定緊急避難場所	山崎小学校	311
指定緊急避難場所	岩木小学校	312
指定緊急避難場所	尾崎小学校	313
指定緊急避難場所	七光台小学校	314
指定緊急避難場所	二ツ塚小学校	315
指定緊急避難場所	みずき小学校	316
指定緊急避難場所	木間ヶ瀬小学校	317
指定緊急避難場所	二川小学校	318
指定緊急避難場所	関宿小学校	319
指定緊急避難場所	関宿中央小学校	320
指定緊急避難場所	第一中学校	351
指定緊急避難場所	第二中学校	352
指定緊急避難場所	東部中学校	353
指定緊急避難場所	南部中学校	354
指定緊急避難場所	北部中学校	355
指定緊急避難場所	川間中学校	356
指定緊急避難場所	福田中学校	357
指定緊急避難場所	岩名中学校	358
指定緊急避難場所	木間ヶ瀬中学校	359

3 情報連絡 資料 3-8 野田市防災用MC A無線局番号簿

設置場所又は使用場所		呼出番号
指定緊急避難場所	二川中学校	3 6 0
指定緊急避難場所	関宿中学校	3 6 1
指定緊急避難場所	清水高等学校	3 7 1
指定緊急避難場所	西武台千葉高等学校	3 7 2
指定緊急避難場所	野田中央高等学校	3 7 3
指定緊急避難場所	関宿高等学校	3 7 4
市施設	野田幼稚園	3 8 1
指定緊急避難場所	関宿南部幼稚園	3 8 2
指定緊急避難場所	関宿中部幼稚園	3 8 3
指定緊急避難場所	私立関宿幼稚園	3 8 4
指定緊急避難場所	木間ヶ瀬保育所	3 8 5
指定緊急避難場所	アスク古布内保育園	3 8 6
指定緊急避難場所	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	3 9 1
指定緊急避難場所	野田看護専門学校	3 9 2
指定緊急避難場所	関宿城博物館・関宿にこにこ水辺公園	3 9 3
ライフライン	野田ガス(株)	4 0 1
ライフライン	東京電力(株)東葛支社野田別館	4 0 2
ライフライン	東日本電信電話(株)千葉事業部千葉西支店	4 0 3
医療機関	小張総合病院	4 5 1
医療機関	門倉医院	4 5 2
医療機関	野田病院	4 5 3
医療機関	キッコーマン総合病院	4 5 4
指定緊急避難場所	東京理科大学	5 0 1
指定緊急避難場所	(株)ユー・エス・エス	5 0 2
指定緊急避難場所	アルフレッサ ファーム(株)	5 0 3
携帯局	災害対策本部活動用 (16 台)	6 0 1～6 1 6
携帯局	指定緊急避難場所 関宿あおぞら広場	6 2 1
携帯局	指定緊急避難場所 元町香取神社	6 2 2
携帯局	指定緊急避難場所 下納谷浅間神社	6 2 3
携帯局	指定緊急避難場所 古布内浄禅寺	6 2 4
携帯局	指定緊急避難場所 飯塚白山神社	6 2 5
携帯局	指定緊急避難場所 清水公園	6 2 6
携帯局	指定緊急避難場所 旧専売公社跡地	6 2 7
携帯局	指定緊急避難場所 愛宕神社	6 2 8
携帯局	指定緊急避難場所 鹿島神社	6 2 9
携帯局	指定緊急避難場所 キッコーマン野球場	6 3 0
携帯局	指定緊急避難場所 朝日ヶ丘公園	6 3 1
携帯局	補修事務所	6 3 2
携帯局	水道部 (5 台)	6 4 1～6 4 5
携帯局	複合老人ホーム野田市楽寿園	6 5 1
携帯局	消防本部 警防課	7 1 9
携帯局	消防署 中央分署	7 2 9
携帯局	消防署 南分署	7 3 9
携帯局	消防署 北分署	7 4 9
携帯局	消防署 関宿分署	7 5 9
携帯局	消防署 関宿北出張所	7 6 9
車載局	災害対策活動用 (21 台)	8 0 1～8 2 6 8 1 1～8 1 2 8 2 1～8 3 3
車載局	市施設 水道部 (5 台)	8 4 1～8 4 5
携帯局	消防団 (56 台)	9 1 1～9 1 7 9 2 1～9 2 8 9 3 1～9 3 5 9 4 1～9 4 6 9 5 1～9 5 6 9 6 1～9 6 8 9 7 1～9 8 6

○防災関係機関の電話

機 関 名	一般電話番号	千葉県防災 行政無線電話
野田市役所	04(7136)1779	208-721
野田市消防本部	04(7124)0119	208-731
野田市水道部	04(7124)5145	
千葉県危機管理課	043(223)2175	500-7221
千葉県東葛飾地域振興事務所	047(361)2175	502-721
千葉県野田健康福祉センター	04(7124)8155	524-721
千葉県東葛飾土木事務所	047(364)5136	514-721
千葉県野田警察署	04(7125)0110	
農林水産省関東農政局千葉地域センター	043(251)8307	
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	04(7125)7436	
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	0480(52)3956	
気象庁銚子地方気象台	0479(22)0074	178-721
陸上自衛隊需品学校	047(387)2171	636-721
海上自衛隊下総教育航空群	04(7191)2321	635-721
東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉西支店	04(7162)4600	
東京電力株式会社東葛支社	04(7113)2000	
東武鉄道株式会社野田市駅	04(7124)9255	
野田ガス株式会社	04(7125)0101	
千葉県トラック協会野田支部	04(7126)6066	
一般社団法人野田市医師会	04(7122)3692	
一般社団法人野田市歯科医師会	04(7123)1361	

○災害広報の例文

〔例文1〕 地震情報、余震情報の伝達文

◎ 震度5弱以下の場合

こちらは野田市役所です。ただいま大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動して下さい。みなさん落ち着いて行動してください。まず、身の安全を守り、火の始末をして下さい。まず、身の安全を守り、火の始末をして下さい。あわてて外に飛び出さないで下さい。あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。落下物やブロック塀などに気をつけて落ち着いて行動して下さい。

（間をおいて）

もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。今後の、テレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。

◎ 震度5強以上の場合

こちらは野田市役所です。ただいま非常に大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動して下さい。みなさん落ち着いて行動してください。まず、身の安全を守り、火の始末をして下さい。まず、身の安全を守り、火の始末をして下さい。あわてて外に飛び出さないで下さい。あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。落下物やブロック塀などに気をつけて落ち着いて行動して下さい。

（間をおいて）

もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。今後も余震の可能性があります。テレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。

〔例文2〕 断水の状況

◎ ○○の原因により、○月○日○時より○○地域において断水が発生する予定です。

◎ ただいま、○○において給水を実施しています。時間は○時までを予定しています。

◎ ただいま、○○地域において発生している断水は、○月○日○時に復旧の見込みです。

〔例文3〕 気象情報の伝達

◎ 台風第○号の接近により、現在大雨洪水警報が発令されています。

今夜半にかけて大雨となる恐れがありますので、市民の皆さんは十分警戒して下さい。

◎ ただいま、大雨警報が発令されています。この雨は、○○地方で○mmを越えており、今夜夜半まで降り続く見込みですので十分に警戒して下さい。

〔例文4〕 被害の状況

◎ これまでわかった被害の状況をお知らせします。

亡くなった方	〇〇人	、	行方のわからない方	〇〇人
重傷者	〇〇人	、	軽傷者	〇〇人
全壊家屋	〇〇棟	、	半壊家屋	〇〇棟
床上浸水家屋	〇〇棟	、	床下浸水家屋	〇〇棟

◎ 現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。

ラジオ等の情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動して下さい。

〔例文5〕 火災発生の状況

◎ 〇〇付近で火災が発生しています。〇〇棟が焼失し、現在も延焼中です。

◎ 現在、〇〇地区の火災は、（〇〇方面へ）燃え広がっています。

〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇（〇〇方面）へ避難して下さい。

〔例文6〕 交通の状況

◎ 現在、〇〇線、〇〇線はすべて運転を見合わせています。各鉄道機関では線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意して下さい。

◎ 現在、市内の全ての道路（〇〇通り）が〇〇のため車両の通行が禁止されています。市民の皆さん、自動車は使用しないで下さい。

ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。

◎ 現在、〇〇線は、〇〇～〇〇間で運転が一部再開されました。

◎ 現在、市内を運行しているバスは、〇〇通りを走っている〇〇交通の〇〇行きです。その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

〔例文7〕 避難の準備の周知

◎ 現在、〇〇地区は〇〇のため危険な状態になりつつあります。

いつでも避難できるように準備をして下さい。避難する際の荷物は非常持ち出し品など最小限に止めましょう。

◎ 市民の皆さん、避難の用意をして下さい。〇〇付近で火災が発生しています。飛火に注意して下さい。安全な〇〇公園へ早めに避難して下さい。

〔例文8〕 避難の指示、誘導

- ◎ お知らせします。〇〇周辺は、〇〇のため避難勧告（指示）が出されました。避難先は〇〇小学校です。戸締りをして家族揃って速やかに避難して下さい。
- ◎ 現在、〇〇付近で水路から水があふれ、一部では床上浸水になっています。大切なものは高い所に上げ、直ちに避難を開始して下さい。
近所の方は、互いに助け合って避難して下さい。
- ◎ 〇〇地区の方は〇〇公園、〇〇小学校に避難して下さい。
- ◎ ただいま、〇〇地区一帯に避難勧告が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで〇〇公園に避難して下さい。

〔例文9〕 救護対策の周知

- ◎ 負傷者の臨時救護所が〇〇に設けられています。けがをされた方は〇〇に行ってください。
- ◎ 負傷者の収容についてお知らせします。〇〇付近でけがをされた方は（所在地）の〇〇病院に収容されています。

〔例文10〕 り災者の指定避難所収容場所の周知

- ◎ 指定避難所のお知らせをいたします。
被災者の指定避難所は、〇〇と〇〇に設置されています。お困りの方は直接 指定避難所
においてになるか、市役所にご相談下さい。

〔例文11〕 防疫、保健衛生に関する注意

- ◎ 市民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に
十分注意して下さい。
また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の 手当てを受けて下さ
い。食中毒症状の時は保健所に連絡して下さい。

○指定緊急避難場所一覧 [地震・大規模事故対応]

避難所	指定	地区	No	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員
☆		関 宿 北 部 地 区	1	千葉県立関宿城博物館 関宿にこにこ水辺公園	野田市関宿三軒 家 143-4 (7196)-1400	建物	572	65	3.3	112
						広場	30,200	70	2.0	10,570
			2	関宿あおぞら広場	野田市関宿町 1396	広場	7,723	70	2.0	2,703
☆			3	野田市関宿公民館	野田市関宿台町 2558-1 (7196)1100	建物	527	65	3.3	103
☆			4	野田市立関宿中学校	野田市関宿台町 2150 (7196)0113	校舎	2,204	65	3.3	434
						校庭	9,625	70	2.0	3,368
						体育館	1,089	70	3.3	231
☆			5	野田市立関宿小学校	野田市関宿台町 171 (7196)0112	校舎	3,472	65	3.3	683
						校庭	7,668	70	2.0	2,683
						体育館	1,060	70	3.3	224
			6	元町香取神社	野田市関宿元町 88	境内	1,093	70	2.0	382
			7	下納谷浅間神社	野田市関宿台町 1006	境内	2,611	70	2.0	913
☆		関 宿 中 部 地 区	8	アルフレッサファーマ(株)	野田市西高野 278-5 (7196)1151	建物	7,068	65	3.3	1,392
			9	関宿幼稚園	野田市新田戸 522 (7196)0167	園庭	1,508	70	2.0	527
☆			10	野田市立二川小学校	野田市桐ヶ作 464 (7196)0074	校舎	3,752	65	3.3	739
						校庭	8,321	70	2.0	2,912
						体育館	1,184	70	3.3	251
			11	野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作 453 - 1 (7196)2324	園庭	1,209	70	2.0	423
☆			12	野田市二川公民館	野田市桐ヶ作 51 - 1 (7196)2020	建物	801	65	3.3	157
☆			13	野田市立二川中学校	野田市桐ヶ作 418 (7196)0004	校舎	4,001	65	3.3	788
						校庭	23,022	70	2.0	8,057
						体育館	750	70	3.3	159
			14	アスク古布内保育園	野田市古布内 1527 - 13 (7196)5161	園庭	1,754	70	2.0	614
			15	古布内浄禅寺	野田市古布内 1329 (7196)1239	境内	11,710	70	2.0	4,098
☆			16	野田市関宿複合センター	野田市木間ヶ瀬 620 (7198)3685	建物	1,254	65	3.3	247
						敷地	4,852	70	2.0	1,698

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧

避難所 指定	地区	No	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員
☆	関 宿 南 部 地 区	17	野田市いちいのホール	野田市東宝珠花 237-1 関宿支所 (7198)1111 コミュニティ会館 (7198) 1941	建物	4,604	65	3.3	906
					駐車場	2,767	70	2.0	968
☆		18	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1 (7196)2166	建物	1,125	65	3.3	221
☆		19	野田市関宿保健センター	野田市東宝珠花 260 - 1 (7198)5011	建物	2,750	65	3.3	541
☆		20	野田市立関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234 - 1 (7198)4321	校舎	3,699	65	3.3	728
					校庭	9,876	70	2.0	3,456
					体育館	795	70	3.3	168
		21	飯塚白山神社	野田市木間ヶ瀬 475	境内	7,214	70	2.0	2,524
☆		22	野田市立木間ヶ瀬中学校	野田市木間ヶ瀬 3393 - 1 (7198)0218	校舎	5,479	65	3.3	1,079
					校庭	13,672	70	2.0	4,785
					体育館	748	70	3.3	158
	関 宿 南 部 地 区	23	野田市立関宿南部幼稚園	野田市木間ヶ瀬 3197 (7198)2075	園庭	1,260	70	2.0	441
☆		24	野田市立木間ヶ瀬小学校	野田市木間ヶ瀬 3640 (7198)0204	校舎	4,007	65	3.3	789
					校庭	7,019	70	2.0	2,456
					体育館	1,198	70	3.3	254
☆		25	野田市関宿総合公園（体育館）	野田市平井 401 (7198)8500	体育館	5,555	70	3.3	1,178
					園内	20,918	70	2.0	7,321
☆		26	野田市木間ヶ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬 2935 (7198)3171	建物	964	65	3.3	189
		27	野田市立木間ヶ瀬保育所	野田市木間ヶ瀬 3152 - 1 (7198)3825	園庭	2,001	70	2.0	700
☆		28	千葉県立関宿高等学校	野田市木間ヶ瀬 4376 (7198)5006	校舎	6,160	65	3.3	1,213
					校庭	16,176	70	2.0	5,661
					体育館	2,039	70	3.3	432
☆	川 間 地 区	29	(株)USS東京	野田市中里 2144-1 (7120)8000	建物	17,383	65	3.3	3,423
					駐車場	13,890	70	2.0	4,861
☆		30	野田市立川間小学校	野田市中里 934 (7129)4003	校舎	3,797	65	3.3	747
					校庭	13,684	70	2.0	4,789
					体育館	882	70	3.3	187
☆		31	野田市川間公民館	野田市中里 556 (7129)4002	建物	466	65	3.3	91
☆		32	野田市立川間中学校	野田市中里 136-1 (7129)4025	校舎	5,884	65	3.3	1,158
					校庭	19,610	70	2.0	6,863
					体育館	1,282	70	3.3	271

避難所 指定	地区	No	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員
☆		33	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	野田市尾崎 2241-2 (7127)1111	校舎	8,188	65	3.3	1,612
					校庭	44,366	70	2.0	15,528
					体育館	5,194	70	3.3	1,101
☆		34	野田市立尾崎小学校	野田市尾崎 1415 (7129)8166	校舎	4,718	65	3.3	929
					校庭	15,026	70	2.0	5,259
					体育館	1,065	70	3.3	225
☆		35	野田市立北部中学校	野田市谷津 673 (7122)2866	校舎	6,358	65	3.3	1,252
					校庭	14,196	70	2.0	4,968
					体育館	1,604	70	3.3	340
☆		36	野田市立岩木小学校	野田市岩名二丁 目 12-1 (7129)5989	校舎	6,828	65	3.3	1,344
					校庭	9,124	70	2.0	3,193
					体育館	1,006	70	3.3	213
☆	北 部 地 区	37	野田市 北コミュニティセンター	野田市春日町 16-1 北出張所 (7129)8800 コミュニティ会館 (7129)8822	建物	2,310	65	3.3	455
					駐車場	1,045	70	2.0	365
☆		38	野田市立七光台小学校	野田市七光台 20-1 (7127)1712	校舎	5,064	65	3.3	997
					校庭	13,154	70	2.0	4,603
					体育館	1,101	70	3.3	233
☆		39	千葉県立野田中央高等学校	野田市谷津 713 (7125)4108	校舎	11,543	65	3.3	2,273
					校庭	25,560	70	2.0	8,946
					体育館	1,516	70	3.3	321
☆		40	野田市立岩名中学校	野田市岩名 1700 (7122)5269	校舎	5,594	65	3.3	1,101
					校庭	19,355	70	2.0	6,774
					体育館	1,232	70	3.3	261
☆		41	野田市北部公民館	野田市谷津 384 (7122)3429	建物	669	65	3.3	131
☆		42	野田市立北部小学校	野田市谷津 25-1 (7122)2748	校舎	2,407	65	3.3	474
					校庭	5,274	70	2.0	1,845
					体育館	751	70	3.3	159
☆		43	野田市総合公園（体育館）	野田市清水 958 (7125)1155	体育館	5,406	70	3.3	1,146
					園内	187,000	70	2.0	65,450
☆		44	千葉県立清水高等学校	野田市清水 482 (7122)4581	校舎	15,812	65	3.3	3,114
					校庭	21,292	70	2.0	7,452
					体育館	1,415	70	3.3	300
☆	中 央 地 区	45	野田市立清水台小学校	野田市清水 773 (7124)1191	校舎	5,476	65	3.3	1,078
					校庭	23,169	70	2.0	8,109
					体育館	946	70	3.3	200
		46	清水公園	野田市清水 1005 (7125)3030	園内	200,000	70	2.0	70,000
		47	旧専売公社跡地	野田市清水 246-1	敷地	10,639	70	2.0	3,723
		48	愛宕神社	野田市野田 725 (7122)2023	境内	9,795	70	2.0	3,428

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧

避難所 指定	地区	No	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員
☆		49	野田市立第一中学校	野田市野田 829-1 (7122)5524	校舎	5,160	65	3.3	1,016
					校庭	21,300	70	2.0	7,455
					体育館	2,065	70	3.3	438
☆		50	野田市立中央小学校	野田市野田 611 (7122)2116	校舎	8,768	65	3.3	1,727
					校庭	9,173	70	2.0	3,210
					体育館	1,516	70	3.3	321
		51	鹿島神社	野田市中野台 306 (7124)6974	境内	3,380	70	2.0	1,183
		52	キッコーマン野球場	野田市上花輪 404-1	球場	9,540	70	2.0	3,339
		53	朝日ヶ丘公園	野田市上花輪新 町 3-14	園内	2,600	70	2.0	910
☆		54	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139 (7124)6234	校舎	3,673	65	3.3	723
					校庭	11,621	70	2.0	4,067
					体育館	948	70	3.3	201
		55	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53 (7124)4148	駐車場	2,318	70	2.0	811
		56	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1 (7124)1555	駐車場	7,068	70	2.0	2,473
☆		57	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55 (7122)2362	校舎	3,516	65	3.3	692
					校庭	7,849	70	2.0	2,747
					体育館	796	70	3.3	168
☆		58	野田市立第二中学校	野田市中根 139 (7122)5534	校舎	5,255	65	3.3	1,035
					校庭	16,053	70	2.0	5,618
					体育館	1,426	70	3.3	302
☆	東部地区	59	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-1 (7122)4202	建物	674	65	3.3	132
					運動場	1,200	70	2.0	420
☆		60	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500 (7122)3015	校舎	4,547	65	3.3	895
					校庭	15,404	70	2.0	5,391
					体育館	751	70	3.3	159
☆		61	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220 (7122)3004	校舎	4,392	65	3.3	865
					校庭	8,549	70	2.0	2,992
					体育館	608	70	3.3	128
☆		62	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316-1 (7121)0222	校舎	6,862	65	3.3	1,351
					敷地	23,200	70	2.0	8,120
					体育館	986	70	3.3	209
☆	南部地区	63	野田市立南部中学校	野田市花井 67 (7122)2508	校舎	7,060	65	3.3	1,390
					校庭	21,727	70	2.0	7,604
					体育館	1,599	70	3.3	339
☆		64	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503 (7122)2509	校舎	5,301	65	3.3	1,044
					校庭	6,842	70	2.0	2,394
					体育館	765	70	3.3	162
☆		65	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1 (7122)5402	建物	863	65	3.3	169

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧

避難所 指定	地区	No	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員	
☆	福 田 地 区	66	野田市 南コミュニティセンター	野田市山崎 2008 南出張所 (7125)7921 コミュニティ会館 (7122)7991	建物	2,292	65	3.3	451	
					駐車場	1,100	70	2.0	385	
☆		67	野田市立山崎小学校	野田市山崎 2733 (7125)2938	校舎	4,958	65	3.3	976	
					校庭	17,788	70	2.0	6,225	
					体育館	1,006	70	3.3	213	
☆		68	野田市立みずき小学校	野田市みずき三 丁目 2-3 (7121)4311	校舎	5,143	65	3.3	1,013	
					校庭	6,560	70	2.0	2,296	
					体育館	1,458	70	3.3	309	
☆		69	東京理科大学	野田市山崎 2641 (7124)1501	校舎	19,333	65	3.3	3,808	
					校庭	433,951	70	2.0	151,882	
					体育館	3,326	70	3.3	705	
☆		70	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372 (7138)2109	校舎	3,692	65	3.3	727	
					校庭	7,431	70	2.0	2,600	
					体育館	1,111	70	3.3	235	
☆			71	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782 (7138)1452	校舎	5,992	65	3.3	1,180
						校庭	15,344	70	2.0	5,370
	体育館					1,447	70	3.3	306	
☆	72		野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1 (7138)2407	建物	690	65	3.3	135	
					体育館	1,166	70	3.3	247	
					運動場	12,296	70	2.0	4,303	
☆	73	野田市立二ツ塚小学校	野田市二ツ塚 485-2 (7138)1677	校舎	5,243	65	3.3	1,032		
				校庭	15,254	70	2.0	5,338		
				体育館	1,097	70	3.3	232		
☆	74	野田市立福田第二小学校	野田市西三ヶ尾 988 (7138)0355	校舎	2,644	65	3.3	520		
				校庭	10,027	70	2.0	3,509		
				体育館	493	70	3.3	104		

○指定緊急避難場所一覧 [土砂災害対応]

指定避難所	地区	No	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員
☆	市内一円	1	野田市関宿公民館	野田市関宿台町 2558-1 (7196)1100	建物	527	65	3.3	103
☆		2	野田市二川公民館	野田市桐ヶ作 51 - 1 (7196)2020	建物	801	65	3.3	157
☆		3	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1 (7196)2166	建物	1,125	65	3.3	221
☆		4	野田市木間ヶ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬 2935 (7198)3171	建物	964	65	3.3	189
☆		5	野田市川間公民館	野田市中里 556 (7129)4002	建物	466	65	3.3	91
☆		6	野田市北部公民館	野田市谷津 384 (7122)3429	建物	669	65	3.3	131
☆		7	野田市野田公民館	野田市中野台 168-1 (7123)7818	建物	1,134	65	3.3	223
☆		8	野田市中央公民館	野田市鶴奉 5-1 (7124)1558	建物	1,535	65	3.3	302
☆		9	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-1 (7122)4202	建物	674	65	3.3	132
☆		10	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1 (7122)5402	建物	863	65	3.3	169
☆		11	野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1 (7138)2407	建物	690	65	3.3	135
					体育館	1,166	70	3.3	247

○指定避難所一覧 [洪水対応]

大字	指定避難所	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
関宿江戸町、関宿町、 関宿三軒家、関宿台町	関宿城博物館	関宿三軒家 143-4	04-7196-1400	全て
	関宿にこここ水辺公園			
関宿元町、関宿内町	関宿中学校	関宿台町 2150	04-7196-0113	2F 以上
関宿台町、関宿元町飛地、 関宿江戸町飛地、西高野、 東高野、中戸、新田戸	アルフレッサファーマ (株)	西高野 278-5	04-7196-1151	2F 以上
柏寺	二川小学校	桐ケ作 464	04-7196-0074	3F 以上
	二川中学校	桐ケ作 418	04-7196-0004	3F 以上
親野井	関宿複合センター	木間ケ瀬 620	04-7198-3685	2F 以上
親野井、平井、東宝珠花、次木	関宿中央公民館	東宝珠花 253-1	04-7196-2166	2F 以上
	関宿保健センター	東宝珠花 260 - 1	04-7198-5011	2F 以上
	関宿中央小学校	東宝珠花 234 - 1	04-7198-4321	2F 以上
次木	いちいのホール (関宿支所) (コミュニティ会館)	東宝珠花 237-1	04-7198-1111 04-7198-1941	2F 以上
桐ケ作、古布内	木間ケ瀬中学校	木間ケ瀬 3393 - 1	04-7198-0218	全て
	木間ケ瀬小学校	木間ケ瀬 3640	04-7198-0204	全て
	関宿南部幼稚園	木間ケ瀬 3197	04-7198-2075	全て
岡田、丸井、木間ケ瀬新田、 木間ケ瀬	関宿総合公園(体育館)	平井 401	04-7198-8500	2F 以上
	木間ケ瀬公民館	木間ケ瀬 2935	04-7198-3171	2F 以上
	(株)U S S 東京	中里 2144-1	04-7120-8000	3F 以上
木間ケ瀬、船形、中里、長谷、 小山、蕤打、尾崎、東金野井、 日の出町、尾崎台、 泉一丁目～三丁目	川間小学校	中里 934	04-7129-4003	全て
	川間公民館	中里 556	04-7129-4002	全て
	川間中学校	中里 136-1	04-7129-4025	全て
	西武台千葉高等学校	尾崎 2241-2	04-7127-1111	2F 以上
	尾崎小学校	尾崎 1415	04-7129-8166	全て
	北部中学校	谷津 673	04-7122-2866	全て

岩名、五木、谷津、吉春、蕃昌、座生、五木新田、七光台、岩名一丁目～二丁目、五木新町、春日町、谷吉、光葉町一丁目～三丁目	岩木小学校	岩名二丁目 12-1	04-7129-5989	全て
	北コミュニティセンター (北出張所) (コミュニティ会館)	春日町 16-1	04-7129-8800 04-7129-8822	全て
	七光台小学校	七光台 20-1	04-7127-1712	全て
	野田中央高等学校	谷津 713	04-7125-4108	全て
	岩名中学校	岩名 1700	04-7122-5269	全て
	北部公民館	谷津 384	04-7122-3429	全て
	北部小学校	谷津 25-1	04-7122-2748	全て
目吹、金杉、鶴奉、柳沢、宮崎、横内、中根、大殿井	柳沢小学校	柳沢 139	04-7124-6234	全て
	東部公民館	鶴奉 174-1	04-7122-4202	全て
	東部中学校	目吹 1500	04-7122-3015	全て
	東部小学校	鶴奉 220	04-7122-3004	全て
	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	柳沢 53	04-7124-4148	全て
	文化センター	鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
	宮崎小学校	宮崎 55	04-7122-2362	全て
	第二中学校	中根 139	04-7122-5534	全て
	野田看護専門学校	中根 316-1	04-7121-0222	全て
野田、上花輪、中野台、清水、堤台、中野台鹿島町、上花輪新町、清水公園東一丁目～二丁目、桜の里一丁目～三丁目、つつみ野一丁目～二丁目	総合公園(体育館)	清水 958	04-7125-1155	全て
	清水高等学校	清水 482	04-7122-4581	全て
	清水台小学校	清水 773	04-7124-1191	全て
	第一中学校	野田 829-1	04-7122-5524	全て
	中央小学校	野田 611	04-7122-2116	全て
山崎、今上、桜台、桜木、花井、堤根、山崎貝塚町、山崎梅の台、花井一丁目、みずき一丁目～四丁目	南部小学校	山崎 1503	04-7122-2509	全て
	山崎小学校	山崎 2733	04-7125-2938	全て
	みずき小学校	みずき三丁目 2-3	04-7121-4311	2F 以上
	南部中学校	花井 67	04-7122-2508	全て
	南部梅郷公民館	山崎 1154-1	04-7122-5402	全て
	南コミュニティセンター (南出張所) (コミュニティ会館)	山崎 2008	04-7125-7921 04-7122-7991	全て
	東京理科大学	山崎 2641	04-7124-1501	全て
下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、ニツ塚、西三ヶ尾、大青田飛地	福田第一小学校	三ツ堀 1372	04-7138-2109	全て
	福田第二小学校	西三ヶ尾 988	04-7138-0355	全て
	ニツ塚小学校	ニツ塚 485-2	04-7138-1677	2F 以上
	福田中学校	三ツ堀 782	04-7138-1452	全て
	福田公民館	瀬戸 970-1	04-7138-2407	全て

○備蓄倉庫・備蓄品一覧

平成 27 年 4 月 1 日現在

区 分	単 位	合計	市役所	樺の ホール	南 コミセン	北 コミセン	川間 公民館	東部 公民館	福田 公民館	いちいの ホール	関宿中央 公民館	二川 公民館	旧南部 まめばん	小学校 中学校
サバイバルフーズクラッカー	缶	5,753	621	792	792	714	138	276	198	1,118		138	36	930
保存水（500ml）	箱 (24 本/1 箱)	608		100	50	50	25	50	25	153				155
保存水（2000ml）	箱 (6 本/1 箱)	1,022	222		300	300			200					
毛布	枚	5,955	900	230	880	560		100	130	500		250	855	1,550
敷きマット	枚	1,736											186	1,550
レスキューシート	枚	3,340	140										100	3,100
簡易トイレ	個	286								40		30	61	155
トイレ袋セット	枚	5,692											2,460	3,100
紙おむつ（新生児用）	枚	1,080								1,080				
紙おむつ（小児用：S）	枚	1,260								1,260				
紙おむつ（小児用：M）	枚	4,980								4,980				
紙おむつ（小児用：L）	枚	7,212								7,212				
紙おむつ（成人用パンツタイ プ：M）	枚	2,754			612	612				1,530				
紙おむつ（成人用パンツタイ プ：L）	枚	1,350								1,350				
紙おむつ（成人用テープ止め タイプ：L）	枚	312			156	156								
尿取りパッド（成人用）	枚	3,465								3,465				
生理用品（昼用）	枚	8,218			480	480				7,258				
生理用品（夜用）	枚	3,378								3,378				
ほ乳ビン	本	253	33			40				180				
粉ミルク（新生児用）	本	5,000								5,000				
粉ミルク（乳児用）	本	3,000								3,000				
三角巾大	枚	390				90				300				
発電機	台	18	2		5	2	1	1	1	1	5			
ガソリン携行缶	個	3	1		1	1								
医療資機材	セット	6	1		1	1	1	1	1					

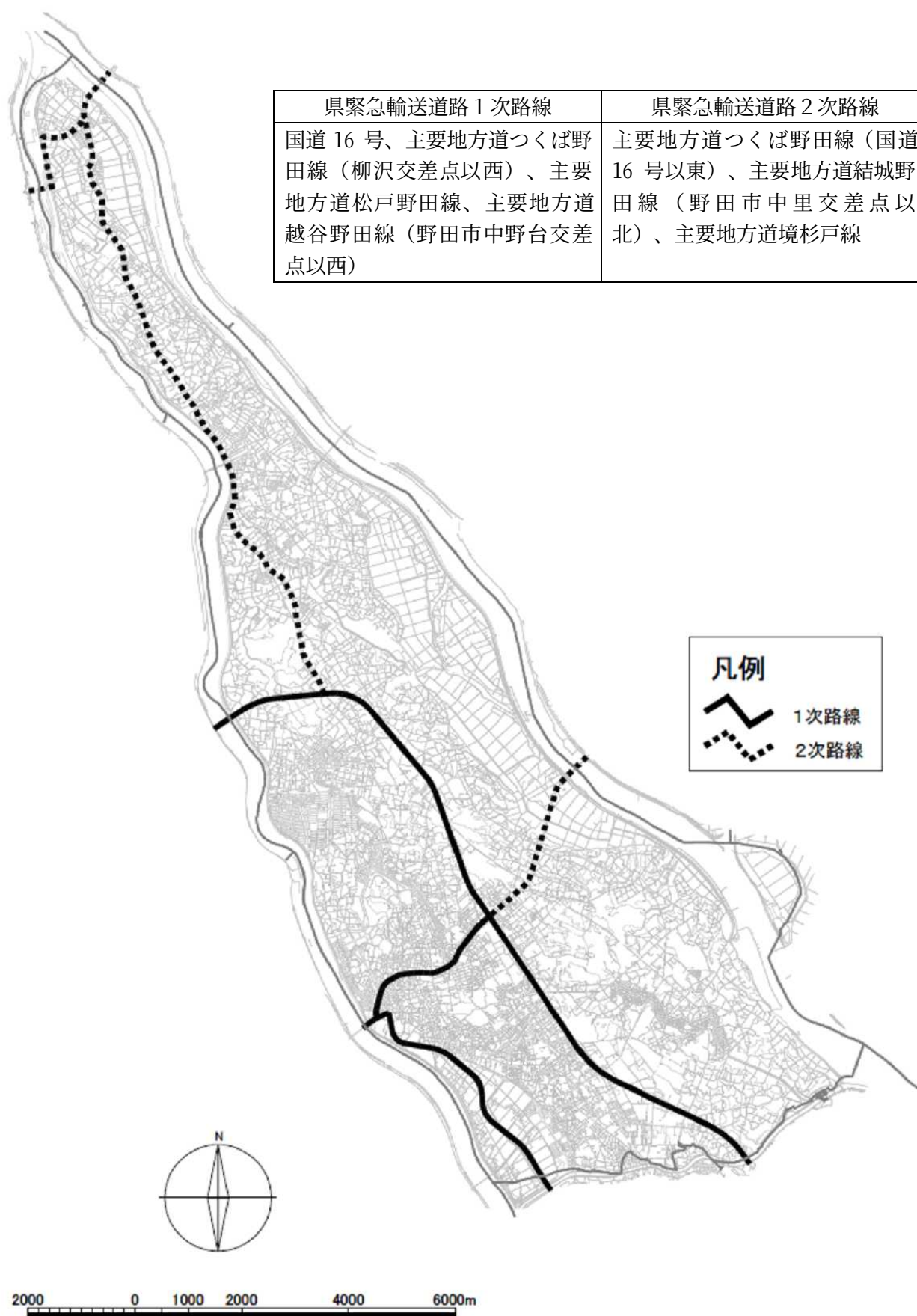
○飲料水確保量

施 設 名		数 量
上花輪浄水場		7, 2 0 0 m ³
東金野井浄水場		5, 9 0 0 m ³
中根配水場		1 0, 0 0 0 m ³
木間ヶ瀬浄水場		4, 9 5 3 m ³
桐ヶ作配水場		1, 2 6 0 m ³
関宿台町浄水場（休止中）		5 8 8 m ³
耐震性貯水槽	川間駅南中央公園	1 0 0 m ³
	梅郷 5 号緑地	1 0 0 m ³

○指定給水場

地区名	場 所
中央地区	中央出張所、清水台小学校、第一中学校、第二中学校
東部地区	東部公民館、中央公民館
南部地区	南部中学校、南コミュニティセンター、島会館
北部地区	北コミュニティセンター、七光台小学校、岩木小学校
川間地区	川間公民館、川間中学校
福田地区	福田公民館、福田第二小学校
関宿北部地区	関宿公民館
関宿中部地区	二川公民館
関宿南部地区	木間ヶ瀬公民館
その他	東金野井浄水場 上花輪浄水場 中根配水場 木間ヶ瀬浄水場 桐ヶ作配水場 関宿台町浄水場 耐震性貯水槽の設置場所 岩名二丁目 39 番地 川間駅南中央公園内 三ツ堀 969 番地の 347 梅郷 5 号緑地

○野田市内の緊急輸送路



○ヘリコプター臨時離発着場

離発着場名称	所在地	座 標	施設管理者	広さ(m)	区分
野田市総合公園自由大広場	野田市清水字川通地先	N 35° 57 ' 33 " E 139° 51 ' 06 "	市 長	120 × 80	中
市役所本庁舎屋上	野田市鶴奉 7-1	N 35° 57 ' 18 " E 139° 52 ' 29 "	市 長	15 × 15	※
文化センター駐車場	野田市鶴奉 5-1	N 35° 57 ' 10 " E 139° 52 ' 40 "	市 長	34 × 70	小
川間駅南中央公園	野田市岩名 2 丁目 39	N 35° 58 ' 10 " E 139° 50 ' 15 "	市 長	100 × 120	大
関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	N 36° 01 ' 16 " E 139° 49 ' 39 "	学校長	80 × 50	中
梅郷 4 号公園	野田市三ツ堀 969-1	N 35° 56 ' 10 " E 139° 55 ' 08 "	市 長	60 × 30	小

※全備重量 4.4 t、全長 15m以下の機種に限る。

○市域内における収容医療機関

	病 院 名	住 所	電 話 番 号
1	キッコーマン総合病院	野田市宮崎100	7123-5911
2	小張総合病院	野田市横内29-1	7124-6666
3	門倉医院	野田市上花輪628-1	7124-5311
4	山崎外科内科	野田市清水419	7122-2359
5	野田中央病院	野田市二ツ塚148	7122-6161
6	江戸川病院	野田市山崎2702	7124-5511
7	岡田病院	野田市柳沢221	7124-6151
8	木野崎病院	野田市木野崎1561-1	7138-0321
9	アイレディースクリニック	野田市尾崎1464	7137-7661
10	遠藤産婦人科医院	野田市柳沢20	7124-7860
11	杉崎クリニック	野田市宮崎56-23	7125-1070
12	川間太田産婦人科医院	野田市岩名2-7-1	7127-1135
13	野田病院	野田市中里1554-1	7127-3200
14	東葛飾病院	野田市中戸13	7196-1166

○被害の認定基準（災害総括報告）

被害区分		認定基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者うち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害		※ 住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの。）をいう。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

被 害 区 分		認 定 基 準 等
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第18号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	断 水 戸 数	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	水 道 施 設	※断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被 害 額		災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他 の 被 害 額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

○災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(平成24年9月7日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 300 円以内 <加算額> 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。			災害発生の日から7日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規 格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）			災害発生の日から20日以内に着工		1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010 円以内			災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は 1/3日）			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内		1 輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全全流	壊焼失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
				冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半半床上浸水	壊焼	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
				冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100 円 中学校生徒 4,400 円 高等学校等生徒 4,800 円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,300 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,000円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,700 円以内 保健師、助産師、看護師、及び准看護師 16,000 円以内 救急救命士 16,200 円以内 土木技術者、建築技術者 16,100 円以内 大工 18,600 円以内 左官 17,200 円以内 とび職 18,100 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○激甚災害指定基準、局地激甚災害指定基準

激甚災害指定基準

※昭和37年2月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法2章3条～4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県分の負担事業の事業費査定見込額>都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5
激甚法5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
激甚法6条(農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助特例)	次の1及び2の要件に該当する災害。ただし当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く (1) 激甚法5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法8条の措置が適用される激甚災害
激甚法8条(天災融資法の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められる場合は、災害の発生の日付被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の該当被害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3
激甚法11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5 (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
	(1) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1
激甚法12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等） 同13条（中小企業近代化資金助成法による災害関係特例） 同15条（中小企業近代化に対する資金の融通に関する特例）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.2 （B基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の該当被害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合又は激甚法12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
激甚法16条（公立社会教育施設） 同17条（私立学校施設） 同19条（市町村施行の感染症予防事業）	激甚法2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除く。
激甚法22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 被災地全域滅失住宅戸数≥4,000戸 （B基準） 次の1、2のいずれかに該当する災害 (1) 被災地全域滅失住宅戸数≥2,000戸かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で200戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上 (2) 被災地全域滅失住宅戸数≥1,200戸かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で400戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の2割以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講ぜられることがある。
激甚法24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法2章または5条の措置が適用される激甚災害。
上記以外の条による措置	災害発生のおと被害の実情に応じ個別に考慮

局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和43年11月22日の中央防災会議が次のように基準を定めている。

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
激甚法2章3条～4条 （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助） 同5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置） 同6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	事業費査定見込額＞当該市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の50（ただし当該査定事業費が1,000万円未満を除く） ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 農地等の災害復旧事業に要する経費見込額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10（ただし、災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満を除く） ただし、当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	林業被害見込額（樹木に係るもの。以下同）＞当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）の推定額×1.5（ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く） かつ、要復旧見込面積が大火による被害にあつては、おおむね300ha、その他の災害にあつては当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）のおおよそ25%を越える場合。
激甚法12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等） 同13条（中小企業近代化資金助成法による災害関係特例） 同15条（中小企業者に対する資金の融通に関する特例）	中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の10（ただし、被害額が1,000万円未満を除く） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法2章または5条の措置が適用される激甚災害。

○野田市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和52年10月7日

野田市条例第37号

注 平成22年9月から改正経過を注記した。

改正 昭和53年7月10日条例第23号

昭和56年10月3日条例第32号

昭和57年12月25日条例第21号

昭和62年3月31日条例第10号

平成4年3月31日条例第10号

平成22年9月30日条例第27号

平成23年5月24日条例第17号

平成23年9月30日条例第26号

平成25年3月27日条例第13号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第85号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉の向上及び生活の安定に資することを目的とする。

（平22条例27・一部改正）

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により死亡又は被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金を支給するものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹

(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給する。

4 前3項において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平23条例26・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金をうけることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(平22条例27・一部改正)

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(平22条例27・一部改正)

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付

(災害援護資金の貸付)

第12条 市長は、令第3条に規定する災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸付けるものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷者がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項かっこ書で定める場合は5年）とする。

(利 率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還の全部又は一部免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(委 任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(平23条例17・旧附則・一部改正)

(東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の償還期間等の特例)

- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人

を立てる場合にあっては無利子)」とする。

(平23条例17・追加)

- 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第8項の規定によるものとする。

(平23条例17・追加、平25条例13・一部改正)

附 則 (昭和53年7月10日野田市条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年10月3日野田市条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年12月25日野田市条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条から第11条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年3月31日野田市条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成4年3月31日野田市条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成22年9月30日野田市条例第27号)

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月24日野田市条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成23年9月30日野田市条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則 (平成25年3月27日野田市条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成25年1月17日から適用する。

○野田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和52年10月7日

野田市規則第30号

注 平成22年10月から改正経過を注記した。

改正 昭和57年12月25日規則第25号

平成16年7月30日規則第45号

平成17年3月29日規則第34号

平成22年10月28日規則第33号

平成23年5月19日規則第29号

平成23年5月24日規則第30号

平成25年3月27日規則第13号

目 次

第1章 総 則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害障害見舞金の貸付け（第6条―第18条）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規則は、野田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和52年野田市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定による災害弔慰金の支給は、次に掲げる事項の調査をして行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
 - (2) 死亡（行方不明者を含む。）の年月日及び死亡の状況
 - (3) 死亡者の遺族に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- （平23規則30・一部改正）

（必要書類の提出）

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した者の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被害証明書を提出させるものとする。

2 市長は、本市に住所を有しない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定による災害障害見舞金の支給は、次に掲げる事項の調査をして行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状況になった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平22規則33・平23規則30・一部改正)

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、障がい者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する程度の障がいを有することを証明する医師の診断書（別記第1号様式）を提出させるものとする。

(平22規則33・平23規則30・一部改正)

第4章 災害障害見舞金の貸付け

(平23規則30・改称)

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（別記第2号様式。以下「借入申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入れの申込みにあつては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月1日から5月末日までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた者がする借入れの申込みにあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村の証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 借入申込者は、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに借入申込書を提出しなければならない。

(平23規則30・一部改正)

(調 査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定通知等)

第8条 市長は、資金の貸付けを決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（別記第3号様式）により当該借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、資金を貸し付けないことを決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（別記第4号様式）により当該借入申込者に通知するものとする。

(平23規則30・一部改正)

(借用書の提出)

第9条 前条第1項の規定により資金の貸付けの決定を受けた借入申込者は、保証人の連署した災害援護資金借用書（別記第5号様式。以下「借用書」という。）に当該借入申込者及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(平23規則30・一部改正)

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書を受理したときは、速やかに貸付金を交付するものとする。

(平23規則30・一部改正)

(借用書等の返還)

第11条 市長は、貸付金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及び印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする借受人は、繰上償還申出書（別記第6号様式）を市長に提出するも

のとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、償還金の支払の猶予を認めることを決定したときは、償還金支払猶予承認通知書（別記第8号様式）により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、償還金の支払の猶予を認めないことを決定したときは、償還金支払猶予不承認通知書（別記第9号様式）により当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払の免除を認めることを決定したときは、違約金支払免除承認通知書（別記第11号様式）により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の免除を認めないことを決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記第12号様式）により当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書（別記第13号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 借受人が死亡した場合にあっては、そのことを証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができない場合にあっては、そのことを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を認めることを決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（別記第14号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を認めないことを決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（別記第15号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(平22規則33・平23規則30・一部改正)

(督促)

第16条 市長は、償還金を支払期限までに支払わなかった者があるときは、督促状を発行するものとする。

(変更の届出)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動が生じたときは、借受人（借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人）は、速やかにそのことを氏名等変更届（別記第16号様式）により市長に届け出なければならない。

(補 則)

第18条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平23規則30・追加)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平23規則30・旧附則・一部改正)

(東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の申込期間等の特例)

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資

金の貸付けに係る第6条第2項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「平成30年3月31日」とする。

(平23規則30・追加、平25規則13・一部改正)

- 3 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第9条の規定の適用については、同条中「保証人の連署した災害援護資金借用書」とあるのは「災害援護資金借用書」と、「当該借入申込者及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「当該借入申込者の印鑑証明書」とする。
(平23規則30・追加)

- 4 平成23年特別令第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第1項第2号の規定の適用については、同号中「被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月1日から5月末日までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成21年（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

(平25規則13・追加)

附 則（昭和57年12月25日野田市規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年7月30日野田市規則第45号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の既存の規則の規定に基づき作成された様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月29日野田市規則第34号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月28日野田市規則第33号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式の出紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成23年5月19日野田市規則第29号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式の出紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成23年5月24日野田市規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成25年3月27日野田市規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成25年1月17日から適用する。

○災害見舞金品交付要綱

昭和51年4月1日

野田市告示第11号

注 平成24年6月から改正経過を注記した。

改正 昭和55年3月29日告示第16号

昭和57年10月1日告示第32号

平成3年3月26日告示第36号

平成14年12月27日告示第13号

平成24年6月15日告示第135号

(目 的)

第1条 この要綱は、災害により住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流出又は埋没をした世帯に対し交付する見舞金の基準を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 災害見舞金品の交付を受けることのできる者は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者で災害により住宅が別表に定める被害を受けた場合とする。ただし、特に市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（平24告示135・一部改正）

(見舞金品)

第3条 見舞金品は、別表による。

(被害状況聴取等)

第4条 罹災者の被害状況聴取等については、必要に応じ消防署職員、民生委員等と連絡をとり行うものとする。

(適用除外)

第5条 この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害については適用しない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月29日野田市告示第16号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日以後に発生した災害から適用する。

附 則（昭和57年10月1日野田市告示第32号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の災害見舞金品交付要綱別表の規定は、昭和57年9月12日以後に被害を受けたものに係る見舞金から適用する。

附 則（平成3年3月26日野田市告示第36号）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日野田市告示第13号抄）

(施行期日)

1 この告示は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成24年6月15日野田市告示第135号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

別表

災害見舞金の額等

種 類	災害の程度	対 象	見舞金	見舞品	付 記
災害見舞金	全焼、全壊 流出、埋没	住宅（共同住宅を含む。）	50,000 円	状況に応じ 毛布等を支給する。	住宅等の一部焼損は除く。
		独身社員寮及び寄 宿舍等	1 人につき 20,000 円		
	半焼、半壊 半流出 半埋没	住宅（共同住宅を含む。）	20,000 円		
		独身社員寮及び寄 宿舍等	1 人につき 10,000 円		
	床上浸水	住宅（共同住宅を含む。）	20,000 円		
		独身社員寮及び寄 宿舍等	1 室につき 5,000 円		
弔 慰 金	1 人につき 50,000 円				
傷害見舞金	入院2 週間以上と診断された者	1 人につき 10,000 円			

備考 共同住宅が単独世帯であるときは、独身社員寮及び寄宿舍等の項を適用する。

○災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

平成27年6月1日現在

市町村名	市町村間の 相互応援協定名	協定締結先	締結 年月日	協 定 内 容
全市町村	災害時における 千葉県内市町村 間の相互応援に 関する基本協定	県内54市町村及び千葉県	H8.2.23	1 食料、飲料水及び生活必需物 資並びにその供給に必要な資機 材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、 施設の応急復旧等に必要な資機 材及び物資の提供 3 救援及び救護活動に必要な車 両、船艇等の提供 4 救援及び応急復旧に必要な医 事職、技術職及び技能職等の職 員の派遣 5 被災傷病者の受け入れ 6 被災者の一時収容のための施 設の提供 7 ゴミ、し尿等の処理のための 施設の提供 8 ボランティアの受付及び活動 調整 9 その他
全市町村 及び15衛 生等組合	災害時における 廃棄物処理施設 に係る援助細目 協定	全市町村・香取広域市町 村圏事務組合・長生郡市 広域市町村圏組合・鋸南 地区環境衛生組合・東総 衛生組合・印旛衛生施設 管理組合・柏白井鎌ヶ谷 環境衛生組合・山武郡市 広域行政組合・夷隅環境 衛生組合・印西地区衛生 組合・匝瑳市ほか二町環 境衛生組合・佐倉市、 酒々井町清掃組合・山武 郡市環境衛生組合・東金 市外三市町清掃組合・印 西地区環境整備事業組 合・安房郡市広域市町村 圏事務組合	H9.7.31	災害等により多量の廃棄物が発 生する等の緊急事態及び一般廃棄 物処理施設に改修工事等の事態が 発生した場合の相互援助について

市町村名	市町村間の 相互応援協定名	協定締結先	締結 年月日	協 定 内 容
東葛飾地 域 9 市	災害時における 東葛飾地域市町 間の相互応援に 関する協定	市川市・船橋市・松戸 市・野田市・柏市・流山 市・我孫子市・鎌ヶ谷 市・浦安市	S50.7.24	1 飲料水の供給及びその飲料水 の供給に必要な資機材の提供 2 食糧及び生活必需品の提供並 びにその食糧及び生活必需品の 供給に必要な資機材 3 医療救護班の派遣、医療及び 防疫並びに施設の応急復旧に必 要な資機材及び物資の提供 4 救助及び応急復旧に必要な医 事職及び技能職の職員の派遣 5 避難所、避難場所（収容施 設）の提供 6 その他市町が災害に際し必要 を認めて要請した事項
36水道事 業体、12 水道供給 事業体、 芝山町及 び千葉県	千葉県水道災害 応援協定	県内36市町村及び県水道 局・長門川水道企業団・ 八匠水道企業団・山武郡 市広域水道企業団・長生 郡市広域市町村圏組合・ 三芳水道企業団・九十九 里地域水道企業団・北千 葉広域水道企業団・東総 広域水道企業団・君津広 域水道企業団・印旛郡市 広域市町村圏事務組合・ 南房総広域水道企業団・ 鹿野山水道株式会社・千 葉県	H7.11.2	応急給水、応急復旧、応急復旧用 資材の供出について
33水道事 業体、11 水道供給 事業体、 キッコー マン(株)	公益社団法人日本水道協会 千葉県支部災害 時相互応援に関 する協定	千葉県・銚子市・旭市・我 孫子市・市原市・印西市・ 柏市・勝浦市・香取市・鴨 川市・木更津市・君津市・ 佐倉市・山武市・白井市・ 袖ヶ浦市・千葉市・富里 市・流山市・習志野市・成 田市・野田市・富津市・松 戸市・南房総市・八街市・ 八千代市・四街道市・印旛 郡市広域市町村圏事務組 合・北千葉広域水道企業 団・君津広域水道企業団・ 九十九里地域水道企業団・ 山武郡市広域水道企業団・ 長生郡市広域市町村圏組 合・東総広域水道企業団・ 長門川水道企業団・八匠水 道企業団・南房総広域水道 企業団・三芳水道企業団・ 鋸南町・神崎町・酒々井 町・多古町・東庄町・キッ コーマン(株)	H10.5.18	応急給水作業・応急復旧作業・応 急復旧用資機材の供出

5 災害救助法・協定等 資料5-7 災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
静岡県 島田市	災害時の応援に関する協定書	静岡県島田市	H8.1.31	1 災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 2 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供 3 災害応急措置及び応急復旧に必要な車両等の提供 4 災害応急措置及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員等の応援 5 前各号に定めるものの他、特に要求のあった応援
茨城県 境町、五霞町	災害時の応援に関する協定書	茨城県境町、五霞町	H24.9.3	1 災害応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 2 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供 3 災害応急対策及び応急復旧に必要な車両等の提供 4 災害応急対策及び応急復旧に必要な職員の応援 5 ボランティアのあっ旋 6 避難が必要な被災者の受入れ者の受け入れ 7 前各号に定めるもののほか特に要求のあった応援
21市町村及び13衛生等組合	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市、那須地区広域行政事務組合、南那須地区広域行政事務組合、佐野地区衛生施設組合、筑西広域市町村圏事務組合、鹿嶋市、潮来市、牛久市、常陸太田市、神栖市、高萩市、東海村、城里町、かすみがうら市、新治地方広域事務組合、常総衛生組合、大宮地方環境整備組合、茨城地方広域環境事務組合、浦安市、四街道市、鴨川市、流山市、山武群市広域行政組合、我孫子市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、昭島市、中巨摩地区広域事務組合、上野原市、笛吹市、大泉町、みなかみ町、館林衛生施設組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	H25.7.12	1 応急物資及び資機材の提供 2 応急及び復旧に必要な職員の派遣 3 前2号に掲げるもののほか特に要請があった事項

○災害時応援協定一覧（民間事業者）

平成27年6月1日現在

	物資協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
物資協定	災害時における物資の供給に関する協定	ちば東葛農業協同組合	H7.4.26	災害時の緊急生活必需物資及び食料品等の確保
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ライフコーポレーション	H7.4.26	
	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	パルシステム千葉	H17.4.26	
	災害時における防災活動協力に関する協定	イオンノア店	H18.7.19	活動要員の派遣、活動用資機材の提供、生活必需物資等を供給、被災者に対して避難場所、飲料水、トイレ等の提供等
	災害時における応急給食に関する協定	野田商工福祉協同組合	H13.6.1	応急給食として、握り飯及び麺類の用意
	災害時における応急給食に関する協定	野田市日本蕎麦商組合	H13.8.28	応急給食として、握り飯及び麺類の用意
	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	千葉県LPガス協会野田支部	H22.1.20	応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の優先供給
	災害時における救援物資提供に関する協定	カ・コ・ライースジャパン株式会社	H22.2.26	情報提供・災害対応型自動販売機内飲料水の無償提供
	災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定	旭ハウス工業株式会社	H26.6.6	災害時の仮設トイレの供給協力
	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	H27.3.20	災害時の食料・飲料水・生活必需品等の供給協力
	災害時における物資の供給協力に関する協定	セッツカートン株式会社	H27.4.17	段ボール製品（簡易ベッド、間仕切り、簡易トイレ等）の供給協力

	救急救護協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
救急救護協定	災害時の医療救護活動についての協定書	野田市医師会	S60.11.9	災害時の医療活動の要請
	災害時の応急救護活動についての協定書	千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区	H11.8.27	医療活動に関する協力
	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	野田市歯科医師会	H16.8.12	災害時の歯科医療活動の要請

	災害復旧協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害復旧協定	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定	千葉県北部建設協同組合	H16.4.6	災害時における応急工事等に関すること
	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定	県北建設業協同組合	H16.4.6	災害時における応急工事等に関すること
	災害時における水道施設復旧等協力に関する協定	野田市管工事協同組合	H18.1.23	災害時における復旧工事等に関すること
	災害時における応急措置に関する協定	千葉土建一般労働組合野田支部	H22.1.20	災害における応急措置に関すること

	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
郵便局	災害時における野田郵便局と野田市間の協力に関する覚書	野田郵便局	H10.4.1	避難場所、物資集積場所等の提供等

5 災害救助法・協定等 資料5-7 災害時応援協定一覧（民間事業者）

	相互応援協定名	協定締結先	締結 年月日	協定内容
支 援 協 力 協 定	災害時支援協力に関する協定	株式会社千葉カントリー倶楽部	H25.10.29	災害発生により指定避難所が使用できない場合、緊急避難施設としてのゴルフ場施設利用に関する協力
	災害時支援協力に関する協定	紫興業株式会社	H25.10.29	災害発生により指定避難所が使用できない場合、緊急避難施設としてのゴルフ場施設利用に関する協力
	災害時支援協力に関する協定	PGMプロパティーズ株式会社	H25.10.29	災害発生により指定避難所が使用できない場合、緊急避難施設としてのゴルフ場施設利用に関する協力

○警報・注意報発表基準一覧

平成 26 年 10 月 9 日現在
発表官署 銚子地方気象台

野 田 市	府県予報区		千葉県		
	一次細分区域		北西部		
	市町村等をまとめた地域		東葛飾		
警 報	大 雨	浸 水 害	雨量基準	平坦地： 1 時間雨量 60mm 平坦地以外： 1 時間雨量 70mm	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	127	
	洪 水		雨量基準	平坦地： 1 時間雨量 60mm 平坦地以外： 1 時間雨量 70mm	
			流域雨量指数基準	－	
			複合基準	平坦地： 3 時間雨量 50mm かつ 流域雨量指数 江戸川流域＝ 5	
			指定河川洪水予報による基準	利根川中流部〔芽吹橋〕、江戸川〔西関宿・野田〕	
	暴 風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大 雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 20cm	
	波 浪		有義波高		
	高 潮		潮 位		
	注 意 報	大 雨		雨量基準	1 時間雨量 40 mm
				土壌雨量指数基準	109
洪 水			雨量基準	1 時間雨量 40 mm	
			流域雨量指数基準	－	
			複合基準	平坦地： 3 時間雨量 30mm かつ 流域雨量指数 江戸川流域＝ 5	
			指定河川洪水予報による基準	利根川中流部〔芽吹橋〕，江戸川〔西関宿・野田〕	
強 風		平均風速	13m/s		
風 雪		平均風速	13m/s 雪を伴う		
大 雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 5 cm		
波 浪		有義波高			
高 潮		潮 位			
雷		落雷等により被害が予測される場合			
融 雪					
濃 霧		視 程	100m		
乾 燥		最小湿度 30%で、実効湿度 60%			
なだれ					
低 温		夏季（最低気温）：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で－ 3℃以下、千葉特別地域気象観測所で－ 5℃以下			
霜		4 月 1 日～ 5 月 31 日 最低気温 4℃以下			
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm	

○土砂災害警戒区域等一覧

・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ、Ⅱとは

傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で、1戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。）に被害を及ぼす恐れのある箇所をいう。

上記の急傾斜地が被害を及ぼす可能性のある人家戸数が、

5戸以上等 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

1～4戸 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

箇所番号	箇所名	字 名
II-1004	上花輪1	上花輪弥蛇谷
II-1005	上花輪2	上花輪弥蛇谷
I-0237	笹久保	瀬戸笹久保
I-2014	下原付	清水下原付
I-2017	松山	堤台松山

土砂災害警戒区域等指定地一覧

箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
II-1004	上花輪弥蛇谷	急傾斜地の崩壊	平成25年3月1日	千第94号	特別警戒 区域なし
I-0237	瀬戸笹久保	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第136号	千第139号